Subject:
Rules of Operation 業務規程

TÜV Rheinland Japan Ltd.
Originated by: N.Sugimura
Reviewed by: M.Zietz

第 1 章 総則

1.1 目的

この文書の目的は、テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社が電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に規定する特定無線設備の技術基準適合証明に係る事業を実施するために必要な事項を定め、もって当該業務を公平、適切かつ円滑に運営をするためである。
尚、この文書は、社内規程「Quality Manual」に基づき作成したものであり、上述の事業を実施する為に特に注意すべき事項等について記述している。その他の関連文書として「Quality Manual」に基づく他の社内共通文書等、又は本文書以外のものとして当該業務に関わる部門等において個別に必要なものとして作成・使用する文書がある。これら一連の文書は、当該業務に関わる者が社内コンピュータデータベースにて或いは関係部門に問合わせることにより確認そして利用できるものとする。個別に適用する文書等の発行・承認・管理・提供等についての責任は、関係する部門責任者又はその文書に責任のある者にある。
本文書の適用時期については、この文書の附則を参照。

1.2 関係法規等

- 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- 電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）
- 無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）
- 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和 56 年郵政省令第 37 号）
- ISO/IEC 17025:2005
- ISO/IEC Guide 65:1996

1.3 用語

この業務規程においては名称、法令その他について以下の略語を使用している。

1.3.1 **TRJ**: テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社
1.3.2 **法**: 電波法
1.3.3 **大臣**: 総務大臣
1.3.4 **証明規則**: 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則
1.3.5 **証明**: 法第 38 条の 6 第 1 項に基づく特定無線設備の技術基準適合証明
1.3.6 **認証**: 法第 38 条の 24 第 1 項に基づく特定無線設備の工事設計についての認証
1.3.7 **証書**: 技術基準適合証明証書又は工事設計認証書
1.3.8 **審査**: 証書発行業務を除く技術基準適合証明又は工事設計についての認証に関わる技術基準適合性審査（供試品に対する試験実施を含む）のための一連の活動
1.3.9 **証明員**：法別表第 4 に規定された資格を有し、かつ、総務大臣に選任の届出を行った、証明・認証の審査を行う者。

1.4 業務遂行上の基本的遵守事項

証明・認証業務遂行に際しては、下記に記載の基本的事項を遵守すること。

- 方針、手順、運用、利用、料金、その他において、特定の申込者を不当に差別的に取り扱わないこと。
- 申込内容が証明・認証業務内である限り、追加の条件を課すことなく申込者へ当該業務を提供すること。
- 技術基準適合証明又は工事設計についての認証を取得者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと。
- 技術基準適合証明又は工事設計についての認証業務の公正な実施に支障を及ぼさないこと。

1.5 文書管理

本文書を含む証明・認証業務に関わり発行或いは受理される一連の文書等（指示書、書式、申込者から/への提供文書、記録文書、データ、その他）は、各文書の発行・承認或いは受理に責任のある部門或いは担当者が各々適時にそして適切に発行・管理し、或いは受理し、且つ、関係職員が利用できるようにしなければならない。尚、文書管理上、下記の事項に留意すること。

- 文書は、文書名、発行日（必要な場合、改訂履歴情報を含むこと。）、発行者名（発行者が係る文書発行上の権限を有さない場合、その権限を有する確認者名を併記。）、頁番号（全体文書の量が判別できる様に各頁に記載。例、1/15。）、その他文書管理上必要と考えられる情報（文書の適用時期、ドラフト（審査中）段階であることの情報、原文（電子文書の場合等）についての情報、保存期間・廃棄に関わる情報、その他。）等を考慮して作成すること。
- 文書修正の場合は、可能な限り直ちに文書の改訂版を発行すること。但し、暫定的に手書き修正する場合或いは手書き修正のみで良いと判断される場合、その修正前内容が判別できるよう修正線を引き、その近くに修正内容を記すこと。ペンキその他の方法で修正前内容を塗りつぶさないこと。また、その際、修正箇所の近くに（近くに記載できない場合は、文書の適切と考えられる箇所に、修正理由を記載）修正者名、日付、署名或いはその者の印を付すこと。（電子文書の場合、完全改訂されるまでの処置は、同等と見なせる方法で修正するものとする。）尚、改訂版を発行した場合、旧版は、当該文書に責任のある者の判断の下、保存・廃棄等の措置を適切に行うこと。
- 申込者より提供を受けた文書等に対し必要と認め修正を行う必要がある場合、上記手続きにより行う。但し、確実な方法（文書等）により申込者と確認を行うこと。但し、係る文書が審査に関わり重要であると認められるものの場合、申込者に対し修正したものを再提出することを要求する。
- 証明及び認証の業務を円滑に行うため、TRJ のホームページ上で技術基準適合証明及び工事設計の認証に係る申込手続きを詳しく説明した付録「無線設備の証明・認証手続き等」を参照できるようにして、審査手順等を出来るだけ事前に申込者へ周知徹底を図る。
- 本文書に特に規定がない場合、社内手続き、関係規格、法規等参照すること。

1.6 記録

審査に関わる記録等は、法第 38 条の 12/証明規則第 13 条に基づき行っている。証明規則第 13 条第 1 項に規定されていない記録等は社内規程、国際規格、契約、他の法規に基づき適切に管理（作成から廃棄まで）を行なっている。証明規則第 13 条第 1 項で定められている書類は品質管理部門の責任者が記載の日から 10 年間は機密保持等を確保し保管している。尚、規定されていない記録等は、社内管理手続により申請業務終了後少なくとも 10 年以上保管している。尚廃棄については品質部門の責任者が判断し指示する。

1.7 規定適用対象者

本文書は、特定無線設備の証明又は認証業務に直接関わる者に適用すると共に、適用できる場合、その他の職員等へも適用する。

1.8 証明・認証の実施

TRJ は、証明又は認証を受けようとする者からの申込みに応じて当該業務を行う。

1.9 証明及び認証対象の特定無線設備

証明及び認証を行う無線設備は、電波法 38 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の特定無線設備とする。

1.10 証明・認証手続き、基準等の取扱い

証明・認証手続き或いは当該業務において適用する基準・規格等は、法又は法に基づく関係省令等の規定類に基づく（1.2 参照。）ものであり、当該規定以上の要求をしないこと。関連する規程類に記載の内容（証明・認証手続き、技術基準等）に疑問或いは判断・解釈困難と考えられる事項がある場合、その内容ごと品質部門の当該業務責任者に確認することとする。社内判断が困難な場合は、担当窓口を通じ総務省へ確認を行うこととする。

関係部門において当該業務実施の為に必要と認め作成する手続き・基準等に関わる文書等は、関係省令等の規定を満足するものであること。また、関係省令等の改正等が行われた場合、適時、関係する社内文書等を改訂・改版すると共に、必要に応じ関係職員への通知／教育を行う。関係法令等の変更内容・適用時期等についての確認は、公式文書（官報、当局発行文書等）により行うこととする。また、申込者等に関わる事項の変更があった場合、インターネット或いはその他の方法を用い関係事項について公表する。また、公表等の際に法に基づく事項について記述等する場合、法の主旨を逸脱しない適切なものであること。

1.11 業務時間

登録業務に関わる業務時間は、昼食休憩 1 時間を含む 9 時 00 分から 18 時 00 分までとする。

1.12 休日

休日は、次の通りとする:

(1) 土曜日及び日曜日
(2) 祝祭日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日）
(3) 12 月 29 日から 1 月 3 日（会社が定めた休日）

1.13 業務時間及び休日の特例

TRJ は、所属部門の責任者が業務の遂行上必要と認めるときは、1.11 項及び 1.12 項にかかわらず、業務時間外又は休日に業務を行うことがある。

1.14 業務実施場所等

当該登録に係る証明・認証業務を実施する事務所は以下のとおりとする。但し、証明・認証の申込みは TRJ の全ての事務所・試験所を通じ受付ける。

神奈川県横浜市都筑区北山田 4-25-2

尚、申込者の要求により或いは当該業務実施に関わり、申込者等の事務所等において申込対象無線設備を確認する等 TRJ が必要と認めた場合、申込者と確認の後当該事務所等へ担当証明員が出向き業務を行う。

1.15 責任の所在

当該業務に関わる部門・職員の負う責任は以下のとおりである。

品質部門及び証書を発行する者：

証書を発行する者は、証明員の資格を有し、申込書の受付から、審査、報告書の作成、証明・認証書作成の一連の業務を適切に遂行し、特定無線設備の証明又は認証の申込書に基づき証書（不適合の場合、拒否通知書）を発行し申込者へ送付する責任がある。また証明・認証に関わる一連の業務が適切に行われるよう監視し、必要な場合、品質部門内で協議し是正を行う。

無線設備の試験を行う者:

無線設備の試験を行う者は、証明規則 17 条の別表第 1 号に定める特性試験方法により試験を行い、その際、法第 24 条の 2 第 4 項第 2 号のいずれかに相当する較正を行った測定器を使用する。

技術支援部門及び申込帳簿の作成・管理する者：

申込帳簿の作成・管理を行う者は、申込受け付け登録、証書発行支援、証書・通知書及び請求書送付の一連の作業し、申込帳簿の作成・管理の責任がある。

尚、本文書を含む共同管理を必要とする文書等については関連部門責任者が、部門等で独自に必要と認め作成する文書等はその作成・承認に責任のある者が適切に管理しなければならない。

その他として、登録に関わり総務省との連絡担当者を選任するが、その者は総務省との適切なコミュニケーションに責任がある。

又、当該業務に関わる職員は、雇用契約書に基づき適用される当該業務に関わる規定を遵守しなければならない。

第 2 章 証明･認証業務

2.1 申込みの受理

TRJ が証書の発行を希望する者から別表第 1 号又は第 2 号による申込書を受けた場合、証明・認証業務実施に必要な事項について申込者が提出した申込書及び添付文書（必要な場合、試験品を含む）が全て揃っているか確認する。確認の結果、それら文書等について修正・追加等が必要と認める場合、TRJ は、申込者にその不備事項と理由を付して通知し、申込者が指摘のあった文書等の修正・追加を行い再提出することによって本審査実施が可能となった時に申込を受理する。申込みの受理をした場合、申込者からの要求があれば、別表第 3 号若しくは第 4 号の受付確認通知書を送付するか又はその他の方法にて受付けたことを連絡する。申込受付日は申込受理上の問題がない場合、申込書を受け取った日付とする。電磁的方法においての申込書（電子文書）も書面と同等のものとして取り扱うこととし、受付日は同様に申込書を受け取った日付とする。

申込者が準備すべき書類（必要な場合、試験品を含む）、当該業務に関わる料金その他当該業務遂行上重要と考えられる事項については事前に申込者へ文書等により情報提供する。申込受理後の TRJ による申込みの受理の取消しは、不具合事項の指摘に対する回答がなかった場合、或いは正当な理由（例：天災・事故等による要員の調整困難或いは設備の破損等により業務提供が困難な場合、その他申込者及び TRJ が共に妥当と認める場合等）がある場合のみとする。申込者による申込取消しは、申込者の文書による申し出により受付ける。又、申込受理後取消しが行われた場合、取消しまでの間の作業に要した一切の費用を申込者に請求する。但し、その費用は当該申込受理に関わり申込者に提示した料金を超えるものであってはならず、申込範囲外の事項に関わり発生した費用は、前述の「申込者に提示した料金」以外のものとして扱うが、両者による合意を伴うものであることとする。

2.2 審査の実施

TRJ は、申込みを受理したときは、受理の順序に従って申込文書等（必要な場合、試験品）について、技術基準に適合しているかどうか証明員に遅滞なく審査させる。尚、申込受理後、正当な理由により、直ちにその審査が実施できない或いは審査を継続できなくなったときは、申込者に遅延なくその旨を報告し、その処置について申込者と決定する。（2.1 参照。）

一方、審査の間申込書等に不具合を見つけた場合、申込者へ報告を行い申込者からの回答をもって最終結果を判定する。当該手続きについては、申込者へ文書等にて説明するものとする。

一連の審査業務実施の結果、申込対象品が不適合となった場合、証明員はその結果に基づく報告書を作成し審査の作業を完了する。証明員は、不適合の結果を拒否通知書にて申込者へ通知する。

2.3 報告書等

TRJ は、審査報告書等の報告書を日本語或いは英語にて作成、又は併記する。報告書の様式については、法令等の規定、社内規程、ISO/IEC 17025 に該当する要求事項がある場合係る事項を適用する。書式は、審査部門が作成・管理する。

2.4 審査結果の判定

申込みに係る審査を実施した証明員は、審査報告書を作成しその報告書に判定結果を記す。更に、実施者以外の者が、判定結果を含め報告書の適切性を確認する。

2.5 帳簿

TRJ は、法第 38 条の 12 及び法第 38 条の 24 第 3 項において準用する法第 38 条の 12 に規定する帳簿を備え、保管する。

1. 帳簿への記載事項
   a) 申込者の氏名又は名称、住所及び連絡先
   b) 申込書の受理年月日
   c) 特定無線設備の種別及び工事設計
   d) 申込設備の型式又は名称及び証明にあっては製造番号

e) 審査を行った際の特性試験の試験方法
f) 審査を行った際使用した測定器等ごとの名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正記録等
g) 審査の経過及び結果
h) 認証番号等（証明規則様式第 7 号で定める表示に付加する記号並び証明・認証番号）並びに証明・認証年月日

2. 本帳簿は、技術支援部門が作成・管理・保存する。
3. 帳簿の保存期間は、少なくとも 10 年以上とし、廃棄については、品質部門責任者の承認を必要とする。
4. 電磁的方法による保存を行う場合は、データの安全な保存ができるシステムにおいて管理する。

2.6 業務委託の禁止

TRJ は、証明・認証に直接影響する業務（審査の実施及び証書等の発行）について、たとえ業務の一部であっても外部機関等へ下請け負いをしない。但し、この規定は、外部機関へ委託する測定機器の較正、証明規則別表第 1 号及び別表第 3 号に定める特性試験における試験の一部を他の者に委託或いは当該業務の結果に影響を与えない事項については本項によらない（この場合の手続きは、社内関連規定によることとする）。

2.7 試験設備等の管理

TRJ は、証明・認証業務 に関して利用する試験設備や試験品等について、受入、確認、保管、投入等に必要な手続きを準備し維持・管理する。また、試験設備については、試験を実施するに十分な精度を有するものであり、較正を含む適切な管理及び試験手順の下使用することとする。具体的方法等については、試験所の関係文書等参照。

2.8 証書等の発行

証明員は、2.1 項の申込みに係る無線設備について、一連の審査業務完了後直ちに別表第 6 号又は第 7 号の証書等発行をする。証書には弊社の内部管理番号を記載する。管理番号は可変長とする。証書等発行にあたり必要な事項（特に、検査を行った場合検査結果及び証書や帳簿への記載事項）について最終確認する。報告書において証明・認証条件等への適合を確認した場合、遅滞なく証書を発行し申込者へ送付する。一方、報告書の審査結果が不適合であった場合、遅滞なく別表第 9 号又は第 10 号の拒否通知書を発行し申込者へ送付する。尚、証明員は、受理した文書或いは手続き等について疑義を見つけた場合、関連部門へ確認を行い問題の解決を行う。証書等は、証明員が所定の様式で原則日本語にて発行する。但し、必要と認める場合、英語による併記或いは翻訳版を原本の参考文書として添付する。また、証書の発行に際し、2.5 項の帳簿を作成する。

2.9 証書の有効期間

証書の有効期間については、法的に制限された特定の期間についての規定はなく、その取扱いは総務省の運用による。技術基準等の改正・施行等の際、その内容に証書の取扱いに関係すると思われる事項があった場合、その取り扱いの誤用がないよう総務省に確認することとする。

2.10 不適合の場合の措置

TRJ は、2.1 項の申込に係る無線設備が証明規則に定める審査実施の結果、証明・認証条件を満たしていないものとして判定したときは遅滞なく、その旨の理由を付した別表第 9 号又は第 10 号の拒否通知書を発行し申込者に送付する。本項に関わる取扱いについては、申込者へ TRJ の手続きを記した説明文書等を提供するものとする。

2.11 審査結果の公表

TRJ は、証明・認証を行ったときは、証明規則第 6 条の 4 及び第 17 条の 4 の規定に基づき大臣に報告を行う。尚、報告する事項は下記のとおりである。

- 証明・認証を受けた者の氏名又は名称
- 特定無線設備の種別

- 証明・認証をした無線設備の型式又は名称
- 証明・認証をした電波の型式、周波数及び空中線電力
- 証明・認証番号
- 証明・認証年月日

上記以外の事項について公表する場合、TRJ は申込者の書面による同意(別表第 15 号の情報公開同意書)を得なければならない。TRJ は申請者の情報公開に同意があった特定無線設備で上記以外の情報について公開請求があった場合、別表第 14 号の情報公開申込書の提出を求める。

2.12 文書等の保存期間及び廃棄

証明・認証の審査に係わる一連の文書等（申込書、添付書類、証書複写、審査報告書、申込取消しに関わる通知書等、その他の文書・記録）は、申込単位ごと、適切な管理方法によって技術支援部門が適切な場所へ保管しなければならない。又、当該品質部門は、測定器管理台帳（較正管理台帳）についても同様に管理・保管しなければならない。これら文書・記録類の保存期間は、当該申込みに関わる業務終了後少なくとも 10 年以上とし、廃棄については、当該品質部門長の承認・指示の下適切に実施しなければならない。
証明規則第 18 条第 1 項の規定に基づき品質部門は、2.5 項に記載の帳簿を作成し、管理する。保存期間は、当該申込みに関わる業務終了後少なくとも 10 年以上とし、廃棄については、当該品質部門の責任者が判断・指示する。
その他の社内管理文書については、関係責任者の定めた規定或いは指示に基づき保存及び管理すること。

2.13 秘密の保持

社内規程「Quality Manual」に基づき、役員若しくは職員（証明員を含む。）又はこれらの職にあった者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2.14 証明・認証に係る瑕疵

証明・認証に係る業務中或いは証書等発行後、当該業務に関わる問題が発見された場合、TRJ は、誘因者（申込者、TRJ、他の者）及びその問題の影響範囲について調査し、その内容及び状況に応じ適切な措置を行う。その内容が証書に影響している場合、再審査（必要な場合、試験）の実施、証書の修正・再発行或いは取消し、問題の公表、当局への報告等その内容に応じた適切な措置をとることとする。

2.15 苦情

証明・認証の審査の方法或いは結果等当該業務に関わる苦情を申込者等から受けた場合、TRJ は、苦情の内容を分析し、適切に対処する。処理手続きについては、ホームページに掲載されている一般業務条件に準じて行うこととする。尚、苦情の内容に関わり総務省の判断を必要とする場合（例えば、法的取扱い、他機関の判断・解釈・見解に係わる問題等の場合）、総務省へ報告を行い判断を請う。

2.16 証書の授与

証書の授与における条件や手続き等は、法に基づき制定された関係規定類の関係要求事項に適合するものであること。関係規定についての解釈・取扱い等について不明な事項等ある場合、担当窓口を通じ総務省へ確認する。授与済証書に影響する変更（審査結果に関わる事項及び証書への記載事項等）や問題の発見があった場合、技術基準を含む証明規則の変更があった場合或いは TRJ 等が証書授与後証書に関わる無線設備について技術基準への不適合を認めた場合等、証書の取扱いについて適切かつ必要な処置（再審査の実施、証書の修正・再発行又は追加発行等）を取る。

2.17 申込者等への文書を含む情報提供

申込業務に関わり TRJ が提供することを公表しているもの或いは提供することが問題ないと承認されたものを除き、たとえ申込者の求めがあっても文書等の提供をしてはならない。提供することを公表していないものについて申込者等より提供を求められた場合、当該文書等に責任のある者の承認の後提供することとし、文書等提供するに際し費用請求する場合は、事前に申込者等と料金について合意するものとする。
又、申込者以外の者が、申込みに関わる文書等情報提供することを求めてきた場合、申込者の書面による了承がない限りその者に提供しない。但し、当該法或いは他の法律の規定により提供を求められた場合に

ついては、その規定を確認し問題がないと認めた場合は、申込者の了承によらない。この場合、関連する規定の取扱いについて判断できる役員等の承認を必要とする。

第 3 章 手数料

3.1 TRJ は、証明・認証業務に要する一切の費用を申込者に請求する。申込受理前に、料金について申込者へ提示する。認証書発行日以降に当社経理部より請求書が発行されるが、申込者が希望する場合は、事前に発行することも可能である。支払は当社の規定により、請求書発行日から起算して 30 日以内に指定銀行へ振り込みされること。尚、無線設備の証明・認証の手数料の額は、別表第 5 号のとおりとし、同別表に記載された手数料に消費税が課税される。

第 4 章 証明・認証業務に関わる部門・職員

4.1 担当部門

- 品質部門：
  証明員が、申込書の受理、通知書発行、証明・認証審査及び証書発行、審査報告書作成・文書管理等を行い、無線機器の特性試験も並行して行うものとする。
- 技術支援部門：
  証明員の指示により、申込受付登録、証書発行支援、証書・通知書（又は、拒否通知書）発行・送付支援や、帳簿の作成・管理、2. 11 項に関わるデータ作成及びインターネット担当部門へ業務規程等の公示作業を依頼する。

4.2 職員

- **証明員**：証明員は、審査報告書を作成し、証明・認証にかかわる判定をする者である。証明員による審査結果は、通信機器ラボラトリー室長、証明員、各部門長により判定会が行われ、妥当と判定されると、証書等を発行する。証明員は、証明・認証の公共性及び重要性を自覚し、上司の指示に従い厳正に業務を遂行する。品質部門長は、証明・認証等業務の遂行に責任を持ち、当該業務を指揮・統括する。
  注：法第 38 条の 8 第 2 項で技術基準適合証明の審査は「証明員」により行わせなければならないと規定されている。

4. 3 証明員等選任基準及び解任

4.2 項に規定する証明員の選任又は解任は当社役員が行う。証明員等の選任又は解任を行った場合証明規則第 9 条に規定する手続きによりその旨を大臣に届け出なければならない。
選任された者が当該業務を離れる場合（グループ内の他組織への移動・出向、退社、その他）、法に抵触する活動をした場合、或いはその他社内規定に基づき解任すべきと認めた場合は、当該業務の任を解く。

4.4 職員の配置

TRJ は、証明員等の配置（証明員等の選任及び解任を含む）については、当該業務の状況（申込みの増減、審査業務内容、その他）、人事異動、その他の状況及び選任基準を考慮し、当該業務遂行に支障のないよう、適正に配置にする。業務担当部門の長は適正な配置の確認に責任があり、変更等必要と考える場合、その者は役員及びその他関係者と協議する。

4.5 職員の職務遂行

当該業務に関わる職員は、当該業務の公共性及び重要性を自覚し、部門長の指示に従い、厳正に職務を遂行しなければならない。

4.6 秘密の保持

証明員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

4.7 証明員の名簿

TRJ は、証明員の名簿を作成し、管理する。

4.8 教育及び訓練

TRJ は、証明・認証の業務に携わる新しい職員の指名や技術基準その他必要事項に応じて、関係職員の教育・訓練を適時行う。又、関係事項に十分な経験及び知識を有する適切な者を教育・訓練の担当者として指名する。

4.9 追加規定

TRJ は、当該業務に関わる証明員が、過去 2 年間役員或いは職員として申込者に雇用されていた場合、TRJ は、その申込者に関わる証明・認証に関わる業務をその者に行わせない。

第 5 章 登録に関わるその他の事項

5.1 登録の更新

TRJ は、登録の更新を受けたい場合、証明規則第 4 条の規定に従い必要な手続きを行う。

5.2 内部監査

TRJ は、定期的に内部監査を実施する。内部監査に関わる事項は、「Quality Manual」に基づく関係社内規定による。

5.3 マーク

証明規則第 8 条及び第 20 条の規定に基づき証明・認証を受けた無線設備に付すマークは、証明規則様式第 7 号のとおりとする。また、証明・認証番号の構成についても同規定による。

5.4 申請・報告等

TRJ は、下記の事項に該当する事項がある場合、大臣へ申請或いは報告をしなければならない。

関係条項	内容
法第 38 条の 2 の 2 第 2 項 証明規則：第 3 条	登録の申請 - 所定の事項を記載した申請書を大臣に提出すること
法第 38 条の 4 証明規則：第 4 条	登録証明機関の登録の更新 - 登録証明機関は、政令で定める期間ごと更新申請する必要あり - 所定の事項を記載した申請書を大臣に提出すること
法第 38 条の 5 第 2 項 証明規則：第 5 条	登録証明機関の名称等の変更の届出 - 変更後の名称又は住所若しくは所在地 - 変更しようとする年月日 変更しようとする日の 2 週間前までに所定の事項を記載した届出書を大臣に提出すること

法第 38 条の 9 証明規則：第 9 条	役員等の選任及び解任の届出 - 役員又は証明員の氏名（証明員の選任の場合にあっては、その者が技術基準適合証明の業務を行う事務所の名称及び所在地） - 選任又は解任の理由 - 選任又は解任した年月日 - 役員の選任の場合にあっては、その者の過去２年間の経歴を記載した証明規則様式第 2 号の書類及び法第 38 条の 3 第 1 項第 3 号のいずれかに該当するものでないことを示す書類、証明員の選任の場合にあっては、その者が法別表第 4 に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であることを示す書類を添付すること。 遅滞なく所定の事項を記した届出書を大臣に提出すること
法第 38 条の 10 証明規則：第 11 条	業務規程の届出 - 変更しようとする事項 - 変更しようとする年月日 - 変更の理由 申込者へ提供する当該業務申請手続き用文書中の手数料関係部分は当業務規程の一部であるため、手数料関係の部分に変更がある場合、当該認可申請の対象項目として対処すること
法第 38 条の 16 第 1 項 証明規則：第 14 条	業務の休廃止の届出 - 所定の事項を記載した届出書を大臣に提出すること
法第 38 条の 18 第 3 項 証明規則：第 15 条	証明・認証の業務の引継ぎ - 証明・認証の業務を大臣に引き継ぐこと

TRJ は、総務省が当該業務に関わるその他の報告等を依頼した場合、拒否する正当な理由がない限りその求めに応じる。

第６章 雑則

6.1 4.5 項及び 4.6 項は、証明員以外の証明・認証業務に関わる職員及びその他の職員について準用する。

6.2 相談等
証明・認証業務に関わる職員は、申込みのあった証明・認証の判定結果に影響すると見なされる活動（申込事案に対する具体的な技術的相談や忠告等、例えば、不適合に対する改善方法等の教授）を申込者へ行ってはならない。但し、不適合の事項についての説明・基準解釈等は、申込者の要求に基づき行うことができる。

6.3 TRJ は、登録証明機関である旨を記述、広報等するときは、登録された範囲を越えて行ってはならない。

6.4 TRJ は、大臣の要求があれば、必要な報告書、資料等を提出しなければならない。又、大臣がその職員に TRJ の事務所に立入り検査をさせ、又は関係者に質問させる旨を決定した場合、これに従う。

6.5 TRJ は、大臣から、登録の基準に適合するよう適切な措置をとるべきことを要求された場合、これに従う。

6.6 TRJ は、自身の落度が、総務省の損害にならない様にしなければならない。

6.7 TRJ は、証明・認証業務に関わる国内制度について製造・輸入事業者その他関係者への普及、啓蒙に関し、総務省に協力する。

6.8 TRJ は、必要に応じ、この文書を補足するために、手順・方法、書式、必要と認めるその他の事項等を記載した文書等を作成する。それらは担当部門の長或いはその任にある者が、作成、社内公表し、管理する。

6.9 TRJ は、市場等の無線設備について、証明・認証等に関わる疑義を見出した場合、総務省へ報告する。尚、その製品が、TRJ が実施した証明・認証に関わる場合、2.14 項と同じ手続きを実施する。

6.10 TRJ は、必要に応じ、申込者に無線設備に係わる苦情・問題等の記録、TRJ への報告、適切な対策等を行う様要請する。

6.11 TRJ は、サーベイランス活動については当該登録業務外のため実施しない。但し、総務省より依頼を受けた場合その求めに応じて実施する。又、申込者等からの要望があり実施する場合、その活動は当該登録業務外の業務として実施する。

6.12 TRJ は、この文書を変更する場合、直ちに大臣へ変更届出を行い、大臣への届出後にその変更規程を適用する。（5.4 項参照。）

6.13 別表で使用する申込書等の用紙の大きさは、日本工業規格 A 列４番とする。

6.14 電波法 38 条の 11 第１項により財務諸表等は書面で作成され閲覧できるように規定されており、この規定に基づき別表第 19 号の申込書の提出により希望があれば閲覧でき、もしコピー等必要であれば、有料にてお渡しする。

附則 1
2013-4-03 版の業務規程は、平成 25 年 4 月 03 日から適用となる。

別表第1号　技術基準適合証明申込時の提出書類（技術基準適合証明の申込み）

提出書類	説 明・根 拠（◇:提出書類）	申 込み		簡易な手続きによる申込み	
		特定無線設備を提出する場合	特定無線設備を提出しない場合	特定無線設備を提出する場合	特定無線設備を提出しない場合
① 委任状	申込者が申込みを第三者に委任する場合に添付 ◇委任状（別表第 1 号の 1）				
② 申込事務代理人選任届	申込者が申込事務を第三者に委任する場合に添付 ◇ 申込事務代理人選任届（別表第 1 号の 2）				
③ 申込書	◇ 技術基準適合証明申込書（別表第 1 号の 3） ◇ 申込書備考別紙（別表第 1 号の 4） ◇ 申込書添付資料（別表第 1 号の 5）	○	○		
④ 簡易な手続きによる申込書	証明規則第 6 条第 3 項による 詳細本業規程別表第 16 号参照 ◇ 簡易な手続きによる技術基準適合証明申込書 （別表第 1 号の 7） ◇ 申込書備考別紙（別表第 1 号の 4） ◇ 申込書添付資料（別表第 1 号の 5）			○	○
⑤ 工事設計書	証明規則別表第 2 号 ◇ 工事設計書（別表第 1 号の 6） ◇ 無線設備系統図 ◇ 空中線指向性 ◇ 工事設計の説明 ・工事設計の概要 ・設計規格値 ・各部の動作説明 ・その他、工事設計の説明に必要な資料	○	○	○	○
⑥ 申込設備の操作及び保守の方法	◇ 操作の方法及び保守の方法を記した書類	○	○	○	○
⑦ 申込設備		○		○	
⑧ 試験結果通知	別表第 17 号参照 ◇試験結果通知書		○		○
⑨ 写真等	◇ 部品の配置を示す写真又は図 （申込みの特定無線設備の全ての部品の配置を示すもの） ◇ 外観を示す写真又は図 （申込みの特定無線設備の外観を示すものであって寸法を記入しないもの）		○		○
⑩ 変更内容	◇ すでに技適又は認証を受けた特定無線設備と異なる部分に係るもの及び告示に示す図面等			○	○

別表第1号の 1

委任状

年　　月　　日

テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社　殿

委任者　住所
法人名
代表者名
担当部署
責任者氏名　　印
電話　　Email

私は、特定無線設備の技術基準適合証明の申込み及びこれに関する一切の権限を下記のものに委任します。

記

１　委任する特定無線設備
の型式又は名称

２　受任者　住所

法人名
責任者氏名

別表第1号の 2

印

申 込 事 務 代 理 人 選 任 届

年　　月　　日

テュフ ・ラインランド・ ジャパン株式会社　殿

申込者　住所
法人名
代表者名
担当部署
責任者氏名　　印
電話　　Email

私は、特定無線設備の技術基準適合証明に関し、下記の代理人を選任し申込事務の代行を委任しましたのでお届けします。

尚、申込書類の記載内容については、申込者が貴社に対し最終的な責任を負います。

記

1. 特定無線設備の型式又は
名称

2. 代理人　住所
法人名
代表者名
担当部署
責任者氏名

別表第1号の 3

印

技術基準適合証明申込書

年　　月　　日

テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社 殿

申込者　住所

法人名

代表者名

担当部署

責任者氏名　　印

下記のとおり技術基準適合証明を受けたいので、別紙の書類等を添えて申し込みます。

記

特定無線設備の種別	証明規則第 2 条第 1 項第　号の 無線設備
特定無線設備の型式又は名称	
特定無線設備の製造者名	
製造番号	
申込台数	
技術基準適合証明を希望する 電波の型式、周波数及び 空中線電力	
備考	

別表第1号の 4

技術基準適合証明申込書備考別紙

1. 申込設備の提出

□ 申込設備を提出します。 □ 証明規則別表第 1 号 3 に適合する申込設備の写真等及び試験結果を提出します。

2. 製造工場

所在地	
工場名	
ISO900x 認証	無 ・ 有 ISO900□ （有効期限: ）
特定無線設備の技術基準適合証明を受けた実績	無 ・ 有 （ ※ 技術基準適合証明番号を記載 ）

3. 申込みの特定無線設備の概要

別紙「申込設備の概要」のとおりです。		
電気通信回線の接続の有無	有 ・ 無	

4. 連絡先

(1) 連絡先			
会社名			
住所			
所属			
氏名		電子メール	
電話番号		FAX番号	
(2) 手数料等請求書送付先			
会社名			

5. 証明ラベル

※ 交付

別表第１号の５

申込設備の概要

１．用途

２．仕様

項　目		仕　様
(1)	無線設備の種別	
(2)	使用電源	
(3)	周波数	
(4)	変調方式	
(5)	空中線電力	
(6)	占有周波数帯	
(7)	アンテナ	
(8)	インターフェイス	
(9)	構造	※「容易に開けられない構造である。」等、技術基準の要件に適合した構造であることを記述する。
(10)	付属装置	
(11)	備　考	

３．構成

品　目	数　量	備　考

４．寸法・重量

品　目	高さ(mm)	幅(mm)	奥行き(mm)	重量(g)

別表第１号の６

工　事　設　計　書

<table>
<tr><td colspan="2">１　通信方式</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">２
送
信
機</td><td>（1）定格出力</td><td></td><td>（2）発射可能な電波の型式及び周波数の範囲</td><td></td></tr>
<tr><td>（3）発　振</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>（4）変　調</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">３　製造者名等</td><td>製造者名</td><td>型式又は名称</td><td>製造番号</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">４　空　中　線</td><td colspan="2">（1）　型式及び構成</td><td>（2）　利　得</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">５ 付属装置の種類及び型式又は名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">６　その他の工事設計</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">７　添付図面</td><td colspan="3">無線設備系統図　　工事設計書別添資料 （注）</td></tr>
<tr><td colspan="2">８　参考事項</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

注１:　本工事設計書は証明規則別表第２号第３に定められており、この様式でお使いください。
注２:　証明規則別表第２号の第３を除いた第１から第６までの工事設計書は認証の場合の工事設計書を流用する。

注: 工事設計書別添資料として、次の事項を記載した工事設計の概要を添付する。但し、技術基準適合証明の申込みで無線設備を提出する場合下記については不要であるが、必要に応じて提出いただくことがある。

1. 設計・開発の概要

下記の項目に関する説明を記載する。

(1) 周波数の安定化
(2) 占有周波数帯幅の制限
(3) 空中線電力の制御
(4) スプリアス輻射の抑圧
(5) 副次的に発する電波等の抑圧
(6) 混信防止機能等
(7) 不法改造防止
(8) 使用形態、環境条件

2. 設計規格値

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則別表第1号(3)ァの表中の試験項目について、項目ごとの設計規格値を記載する。

3. 回路説明

系統図等により、各部の動作説明を記載する。説明の際、使用部品の名称、部品番号及び型名、又、フィルタ回路や周波数合成回路では処理周波数を明示してわかり易く記述する。

別表第１号の７

印

簡易な手続による技術基準適合証明申込書

年　　月　　日

テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社 殿

申込者　　住所

法人名

代表者名

担当部署

責任者氏名　　印

下記のとおり簡易な手続きによる技術基準適合証明を受けたいので、別紙の書類等を添えて申し込みます。

記

特定無線設備の種別	証明規則第２条第１項第　　号の 無線設備
申込設備の型式又は名称	
申込設備の製造者名	
申込設備の製造番号	
特定無線設備の数	
変更の対象となる特定無線設備	型式又は名称: 技術基準適合証明等番号: 証明等年月日: 電波の型式、 周波数及び空中線電力:
変更事項	
備　考	

別表第２号　認証申込時の提出書類（認証の申込み）

提出書類	説 明・根 拠（◇:提出書類）	申込み		簡易な手続きによる申込み	
		特定無線設備を提出する場合	特定無線設備を提出しない場合	特定無線設備を提出する場合	特定無線設備を提出しない場合
① 委任状	申込者が申込みを第三者に委任する場合に添付 ◇ 代理人選任届（別表第２号の 1）				
② 申込事務代理人選任届	申込者が申込事務を第三者に委任する場合に添付 ◇ 申込事務代理人選任届（別表第２号の 2）				
③ 申込書	◇ 認証申込書（別表第２号の 3） ◇ 申込書備考別紙（別表第２号の 4） ◇ 申込書添付資料（別表第２号の 5）	○	○		
④ 簡易な手続きによる申込書	証明規則 17 条第３項による 詳細は本業務規程別表第 16 号の２参照 ◇認証実績届（別表第2号の7）（別会社で認証取得の場合） ◇ 簡易な手続きによる認証申込書（別表第２号の 8） ◇ 申込書備考別紙（別表第２号の 4） ◇ 申込書添付資料（別表第２号の 5）			○	○
⑤ 工事設計書	証明規則別表第２号 ◇ 工事設計書（別表第２号の6） ◇ 無線設備系統図 ◇ 空中線指向性 ◇ 工事設計の説明 ・工事設計の概要 ・設計規格値 ・各部の動作説明 ・その他、工事設計の説明に必要な資料	○	○	○	○
⑥ 確認方法書	◇ 申込設備がその工事設計に合致することの確認の方法に係る事項を記載した資料	○	○	○	○
⑦ 申込設備		○		○	
⑧試験結果通知	別表第 17 号参照 ◇ 試験結果通知書		○		○
⑨ 写真等	◇ 部品の配置を示す写真又は図 （申込みの特定無線設備の全ての部品の配置を示すもの） ◇ 外観を示す写真又は図 （申込みの特定無線設備の外観を示すもの）		○		○
⑩ 変更内容	◇ 変更内容を示す表（技適を受けた特定無線設備との相違点） ◇ 本業務規程別表第16号の1又は2に定める添付を要する書類			○	○
⑪申込設備の操作及び保守の方法	◇ 操作の方法及び保守の方法を記した書類	○	○		
⑫ その他	◇ 審査の過程で求めることがあります				

別表第 2 号の 1

委 任 状

年　　月　　日

テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社　殿

委任者　住所
法人名
代表者名
担当部署
責任者氏名　　印
電話　　Email

私は、特定無線設備の工事設計の認証に関する一切の権限を下記のもの委任します。

記

1. 委任設備の型式又は名称

2. 受任者　住所
法人名
責任者氏名

別表第２号の２

印

申 込 事 務 代 理 人 選 任 届

年　　月　　日

テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社　殿

申込者　住所
法人名
代表者名
担当部署
責任者氏名　　印
電話　　Email

私は、特定無線設備の工事設計の認証に関し、下記の代理人を選任し申込事務の代行を委任しましたのでお届けします。

尚、申込書類の記載内容については、申込者が貴社に対し最終的な責任を負います。

記

１．　特定無線設備の型式又は
名称

２．　代理人　　住所
法人名
代表者名
担当部署
責任者氏名

別表第 2 号の 3

印

工 事 設 計 認 証 申 込 書

年　　月　　日

テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社 殿

申込者　住所
法人名
代表者名
担当部署
責任者氏名　　印

下記のとおり認証を受けたいので、別紙の書類等を添えて申し込みます。

記

特定無線設備の種別	証明規則第 2 条第 1 項第　　号の 無線設備
特定無線設備の型式又は名称	
特定無線設備の製造者名	
工事設計認証を希望する電波の 型式、周波数及び空中線電力	
備考	

別表第 2 号の 4

工事設計認証申込書備考別紙

1. 申込設備の提出

□ 申込設備を提出します。 □ 証明規則別表第1号 3 に適合する申込設備の写真等及び試験結果等を提出します。

2. 製造工場

所在地	
工場名	
ISO900x 認証	無 ・ 有 ISO900 （有効期限: ）
特定無線設備の工事設計の認証を受けた実績	無 ・ 有 （※ 認証番号を記載）

3. 申込特定無線設備の概要

別紙「申込設備の概要」のとおりです。	
電気通信回線の接続の有無	有 ・ 無

4. 連絡先

⑴ 連絡先			
会社名			
住所			
所属			
氏名		電子メール	
電話番号		FAX番号	
⑵ 手数料等請求書送付先			
会社名			

5. 認証ラベル

※ 自社作成か若しくは当社へ依頼するかを記載下さい。

別表第 2 号の 5

申込設備の概要

1. 用途

2. 仕様

項　目		仕　様
(1)	無線設備の種別	
(2)	使用電源	※　AC100V 若しくは外部インターフェース(3. 3V)等記載。
(3)	周波数	
(4)	変調方式	
(5)	空中線電力	
(6)	占有周波数帯	
(7)	アンテナ	
(8)	インターフェイス	
(9)	構造	※ 「容易に開けられない構造である。」等、技術基準の要件に適合した構造であることを記述する。
(10)	付属装置	
(11)	備　考	

3. 構成

品　目	数　量	備　考
本体	1	
電源装置	1	※　内蔵若しくは、電源アダプター若しくは外部インターフェースから供給等記載。
空中線	1	※　本体一体型等記載
ソフトウエア	1	※　ドライバソフト添付等記載
取扱説明書	1	
その他	1	※　必要に応じ記載

4. 寸法・重量

品　目	高さ(mm)	幅(mm)	奥行き(mm)	重量(g)

別表第２号の６
第１　第２から第６までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書

<table>
<tr><td colspan="5">工　事　設　計　書</td></tr>
<tr><td colspan="2">１　通信方式</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">２送信機</td><td>（１）　定格出力</td><td></td><td>（２）　発射可能な電波の型式及び周波数の範囲</td><td></td></tr>
<tr><td>（３）　発振</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>（４）　変調</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">（５）　製造者名等</td><td>製造者名</td><td>型式又は名称</td><td>製造番号</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">３　空中線</td><td colspan="2">(1)　型式及び構成</td><td>(2)利得</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">４　附属装置等の種類及び型式又は名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">５　その他の工事設計</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">６　添付図面</td><td colspan="3">無線設備系統図</td></tr>
<tr><td colspan="2">７　参考事項</td><td colspan="3">無線設備の型式又は名称</td></tr>
</table>

別表第２号の６
第２　無線航行業務及び無線標定業務の無線局に使用するための無線設備の工事設計書

工　事　設　計　書

<table>
<tr><td colspan="2">１　最大測定距離</td><td></td><td>２　最小測定距離</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">３送信機</td><td>(1)
定格出力</td><td></td><td>(2) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲</td><td></td></tr>
<tr><td>(3)
発　　振</td><td></td><td>(4)
変　　調</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">(5)製造者名等</td><td>製造者名</td><td>型式又は名称</td><td>製造番号</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">４受信機</td><td>(1)通過帯域幅</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">(2)製造者名等</td><td>製造者名</td><td>型式又は名称</td><td>製造番号</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">５空中線</td><td colspan="2">(1)　型式及び構成</td><td>(2)　利　得</td><td>(3)回転速度</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">(4)水平面の主輻射の角度の幅</td><td colspan="2">(5)垂直面の主輻射の角度の幅</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">６ 付属装置の種類及び型式又は名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">7その他の工事設計</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">8添付図面</td><td colspan="3">無線設備系統図</td></tr>
<tr><td colspan="2">９ 参考事項</td><td colspan="3">無線設備の型式又は名称</td></tr>
</table>

別表第 2 号の 6

第 3　市民ラジオの無線局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、PHS の陸上移動局、5GHz 帯無線アクセスシステムの陸上移動局、狭域通信システムの陸上移動局、超広帯域無線システムの無線局及び 700MHz 帯高度道路交通システムの無線局に使用するための無線設備の工事設計書

工　事　設　計　書

<table>
<tr><td colspan="2">1　通信方式</td><td colspan="4">※　単信、複信等記載。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2
送信機</td><td>(1)　定格出力</td><td>※　申込書添付の技術資料若しくは実測値等から記載。</td><td>(2) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲</td><td colspan="2">※　例:G1D，2.412 から 2.472GHz まで(5MHZ 間隔、13 波)</td></tr>
<tr><td>(3)　発　　振</td><td colspan="4">※　例:水晶発振器によるシンセサイザー方式</td></tr>
<tr><td>(4)　変　　調</td><td colspan="4">※　例:直接拡散方式(1Mbps:DBPSK、2Mbps:DQPSK、5.5/11Mbps:CCK)</td></tr>
<tr><td colspan="2">3　製造者名等</td><td>製造者名</td><td colspan="2">型式又は名称</td><td>製造番号</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">4　空　中　線</td><td colspan="2">(1)　型式及び構成</td><td colspan="2">(2)　利　得</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">※　例:半波長ダイ-ポールアンテナ</td><td colspan="2">※　例:2.16dBi 以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">5 付属装置の種類及び型式又は名称</td><td colspan="4">※　例:
o　設備規則第9条の4第 9 号適用</td></tr>
<tr><td colspan="2">6　その他の工事設計</td><td colspan="4">電波法第3章に規定する技術基準に合致している。</td></tr>
<tr><td colspan="2">7　添付図面</td><td colspan="4">無線設備系統図</td></tr>
<tr><td colspan="2">8　参考事項</td><td colspan="4">無線設備の型式又は名称</td></tr>
</table>

注:　本工事設計書は証明規則別表第 2 号第 3 に定められており、この様式でお使いください。

別表第 2 号の 6

第 4　アマチュア局又は 150MHz 帯、400MHz 帯、27MHz 帯、900MHz 帯若しくは 920.5MHz 以上 923.5MHz 以下の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備の工事設計書

工　事　設　計　書

<table>
<tr><td colspan="2">1　通信方式</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">2
送
信
機</td><td>(1) 定格出力</td><td></td><td>(2) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲</td><td></td></tr>
<tr><td>(3) 変調</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">3　製造者名等</td><td>製造者名</td><td>型式又は名称</td><td>製造番号</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">4　空中線</td><td colspan="2">(1) 型式及び構成</td><td>(2)利得</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">5　附属装置等の種類及び型式又は名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">6　その他の工事設計</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">7　添付図面</td><td colspan="3">無線設備系統図</td></tr>
<tr><td colspan="2">8　参考事項</td><td colspan="3">無線設備の型式又は名称</td></tr>
</table>

別表第２号の６
第５　地球局、航空機地球局又は携帯移動地球局に使用するための無線設備の工事設計書

工　事　設　計　書

<table>
<tr><td colspan="2">１　通信方式</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">２
送
信
機</td><td colspan="2">（１）定格出力</td><td colspan="2"></td><td>（２）発射可能な電波の型式及び周波数の範囲</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">（３）発振</td><td colspan="2"></td><td>（４）変調</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">（５）最大電力密度</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">（６）高周波濾波器</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">（７）製造者名等</td><td>製造者名</td><td>型式又は名称</td><td colspan="2">製造番号</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">３　受信機の受信可能な電波の型式及び周波数の範囲</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">４　空中線系</td><td colspan="2">（１）型式及び構成</td><td colspan="3">（２）利得</td><td>（３）周波数</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">（４）偏波面</td><td colspan="4">（５）給電線等損失</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">５　衛星追尾装置</td><td>□有□無</td><td>６　インターロック装置</td><td>□有□無</td><td>７　自動停波装置</td><td>□有□無</td></tr>
<tr><td colspan="3">８　附属装置の種類及び型式又は名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="3">９　その他の工事設計</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="3">１０　添付図面</td><td colspan="4">（１）無線設備系統図

（２）空中線指向図</td></tr>
<tr><td colspan="3">１１　参考事項</td><td colspan="4">無線設備の型式又は名称</td></tr>
</table>

別表第 2 号の 6

第 6　第 2 条第 1 項第 57 号又は第 57 号の 2 に規定する放送局に使用するための無線設備の工事設計書

工　事　設　計　書

<table>
<tr><td colspan="2">1　送信方式</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">2
送
信
機</td><td>(1)　定格出力</td><td></td><td>(2)　発射可能な電波の型式及び周波数の範囲</td><td></td></tr>
<tr><td>(3)　発振</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>(4)　変調</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">(5)　製造者名等</td><td>製造者名</td><td>型式又は名称</td><td>製造番号</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">3
受
信
機</td><td>(1)　通過帯域幅</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">(2)　製造者名等</td><td>製造者名</td><td>型式又は名称</td><td>製造番号</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">4　空中線</td><td colspan="2">(1)　型式及び構成</td><td>（2）　利得</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">5　附属装置等の種類及び型式又は名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">6　その他の工事設計</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">7　添付図面</td><td colspan="3">（1）　無線設備系統図

（2）　空中線指向図</td></tr>
<tr><td colspan="2">8　参考事項</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

注： 工事設計書別添資料として、次の事項を記載した工事設計の概要を添付する。

１．設計・開発の概要

下記の項目に関する説明を記載する。

(1) 周波数の安定化
(2) 占有周波数帯幅の制限
(3) 空中線電力の制御
(4) スプリアス輻射の抑圧
(5) 副次的に発する電波等の抑圧
(6) 混信防止機能等
(7) 不法改造防止
(8) 使用形態、環境条件

２．設計規格値

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則別表第１号(3)ｱの表中の試験項目について、項目ごとの設計規格値を記載する。

３．回路説明

系統図等により、各部の動作説明を記載する。説明の際、使用部品の名称、部品番号及び型名、又、フィルタ回路や周波数合成回路では処理周波数を明示してわかり易く記述する。

別表第 2 号の 7

工 事 設 計 認 証 実 績 届

年　　月　　日

テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社　殿

申込者　住所
法人名
代表者
担当部署
責任者氏名　　印

簡易な手続きによる認証の申込みに関し、当該特定無線設備は下記のとおり認証を受けております。

記

1. 特定無線設備の型式又は名称　:

2. 特定無線設備の既工事設計認証番号

3. 特定無線設備の既工事設計認証年月日

4. 添付書類　:　認証書の写し　1 部
認証申込書類の写し　1 部

別表第 2 号の 8

印

簡易な手続による工事設計認証申込書

年　　月　　日

テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社　殿

申込者　　住所

法人名
代表者名
担当部署
責任者氏名　　印

下記のとおり簡易な手続きによる認証を受けたいので、別紙の書類等を添えて申し込みます。

記

特定無線設備の種別	証明規則第 2 条第 1 項第　　号の 無線設備
特定無線設備の型式又は名称	
特定無線設備の 製造者名	
変更の対象となる 特定無線設備	型式又は名称: 工事設計認証等番号: 認証等年月日: 電波の型式、 周波数及び空中線電力:
変更事項	
備　考	

印

別表第２号の８の２

簡易な手続による工事設計認証申込書

年　　月　　日

テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社　殿

申込者　住所

法人名
代表者名
担当部署
責任者氏名　　印

下記のとおり簡易な手続きによる認証を受けたいので、別紙の書類等を添えて申し込みます。

記

特定無線設備の種別	
特定無線設備の型式又は名称	
特定無線設備の製造業者名	
電波の型式、周波数及び空中線電力	
変更の対象となる特定無線設備	型式又は名称: 工事設計認証番号: 認証年月日:
変更事項	別紙による
備　考	

工事設計の認証を受けた特定無線設備との相違点

相違内容				備考
相違箇所	新	旧	電気的特性	

別表第 3 号

技 適 受 付 確 認 通 知 書

年 月 日

殿

テュフ ・ラインランド・ ジャパン株式会社 印

下記の特定無線設備について、受け付けたことを通知します。なお、審査結果の通知は、原則として 14 日（休日を除く。）以内に行ないます。

申込者名	
特定無線設備の種別	
型式又は名称	
製造者名	
受付番号	
備考	

本通知書の発行に関わらず、次のいずれかに該当する場合は、証明を行なうことはできません。

① 追加書類の提出又は当該設計に基づく特定無線設備の提出を書面にて求めた日から 20 日以内に提出がなかったとき。

② 申込書又は申込書添付書類に不備があり、書面にてその補正を求めた日から 20 日以内に補正のための処置を取らなかったとき。

証明の通知は、本通知書の発行日から14日（当社の定める休日の期間を除く。）以内に行います。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

① 審査の過程で追加書類を提出又は当該設計に基づく特定無線設備の提出を求めたとき。

② 書類に不備があり補正を求めたとき。

別表第 4 号

認 証 受 付 確 認 通 知 書

年 月 日

殿

テュフ・ ラインランド ・ジャパン株式会社 印

下記の特定無線設備について、受け付けたことを通知します。
なお、審査結果の通知は、原則として 14 日（休日を除く。）以内に行ないます。

申込者名	
特定無線設備の種別	
型式又は名称	
製造者名	
受付番号	
備考	

本通知書の発行に関わらず、次のいずれかに該当する場合は、認証を行なうことはできません。

① 追加書類の提出又は当該設計に基づく特定無線設備の提出を書面にて求めた日から 20 日以内に提出がなかったとき。

② 申込書又は申込書添付書類に不備があり、書面にてその補正を求めた日から 20 日以内に補正のための処置を取らなかったとき。

認証の通知は、本通知書の発行日から14日（当社の定める休日の期間を除く。）以内に行います。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

① 審査の過程で追加書類を提出又は当該設計に基づく特定無線設備の提出を求めたとき。

② 書類に不備があり補正を求めたとき。

別表第5号

1. 技術基準適合証明手数料

1.1 証明規則第6条の規定による申込みの場合（申込設備を提出する場合）

（単位:円）

種別	略称		証明料	特性試験 最初の1台目	特性試験 2台目以降 （１台あたり）	証明ラベル 費用 （１台あたり）
第2条第1項第1号の4	MCA陸上移動局		90,000	220,000	90,000	20
	MCA指令局			280,000	90,000	
第2条第1項第1号の9	SSB			220,000	90,000	
第2条第1項第1号の10	デジタル			220,000	90,000	
第2条第1項第1号の11	F3E等			280,000	90,000	
第2条第1項第1号の12	特定ラジオマイク			220,000	90,000	
第2条第1項第1号の12の2	デジタル特定ラジオマイク			220,000	90,000	
第2条第1項第1号の13	海上用DSB			280,000	90,000	
第2条第1項第1号の14	SSB			280,000	90,000	
第2条第1項第1号の15	F3E等			280,000	90,000	
第2条第1項第2号	無線標定			480,000	90,000	
第2条第1項第2号の2	ラジオ・ブイ			280,000	90,000	
第2条第1項第3号	市民ラジオ			220,000	90,000	
第2条第1項第3号の2	気象援助局			220,000	90,000	
第2条第1項第4号	パーソナル			280,000	90,000	
第2条第1項第4号の2	簡易無線			280,000	90,000	
第2条第1項第4号の4	無線操縦用簡易無線			220,000	90,000	
第2条第1項第4号の5	デジタル簡易無線			280,000	90,000	
第2条第1項第4号の6	デジタル簡易無線(キャリアセンス付)			280,000	90,000	
第2条第1項第4号の7	920MHz帯簡易無線局			280,000	90,000	
第2条第1項第5号	50GHz帯CR			480,000	90,000	
第2条第1項第6号	構内無線			280,000	90,000	
第2条第1項第6号の2	920MHz帯構内無線(キャリアセンス付)			280,000	90,000	
第2条第1項第6号の3	2450MHz帯構内無線(周波数ホッピング方式)			280,000	90,000	
第2条第1項第7号	コードレス電話	（親機）		220,000	90,000	
		（子機）		220,000	90,000	
第2条第1項第8号	特定小電力機器	1GHz以下		220,000	90,000	
		1GHz～10GHz		220,000	90,000	
		10GHz以上		600,000	300,000	
第2条第1項第9号	Ku帯VSAT地球局			220,000	90,000	
第2条第1項第9号の2	Ka帯VSAT地球局			600,000	300,000	
第2条第1項第10号	携帯無線通信の中継を行なう無線局			280,000	90,000	
第2条第1項第11号の3	W-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局			220,000	90,000	
第2条第1項第11号の4	CDMA2000方式携帯無線通信用陸上移動局			220,000	90,000	
第2条第1項第11号の5	W-CDMA方式携帯無線通信用基地局等			280,000	90,000	
第2条第1項第11号の6	CDMA2000方式携帯無線通信用基地局等			280,000	90,000	
第2条第1項第11号の6の2	W-CDMA方式携帯無線通信用フェムトセル基地局			280,000	90,000	

第2条第1項第11号の6の3	CDMA2000方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	280,000	90,000
第2条第1項第11号の6の4	W-CDMA方式携帯無線通信用屋内小型基地局	280,000	90,000
第2条第1項第11号の6の5	CDMA2000方式携帯無線通信用屋内小型基地局	280,000	90,000
第2条第1項第11号の7	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用陸上移動局	220,000	90,000
第2条第1項第11号の8	CDMA2000(1x EVDO) 方式携帯無線通信用陸上移動局	220,000	90,000
第2条第1項第11号の8の2	CDMA2000(EV-DOマルチキャリア)方式携帯無線通信用陸上移動局	220,000	90,000
第2条第1項第11号の9	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用基地局等	280,000	90,000
第2条第1項第11号の10	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用基地局等	280,000	90,000
第2条第1項第11号の10の2	W-CDMA(HSDPA) 方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	280,000	90,000
第2条第1項第11号の10の3	CDMA2000(1x EV-DO)方式 携帯無線通信用フェムトセル基地局	280,000	90,000
第2条第1項第11号の10の4	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用屋内小型基地局	280,000	90,000
第2条第1項第11号の10の5	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用屋内小型基地局	280,000	90,000
第2条第1項第11号の11	TD-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局	220,000	90,000
第2条第1項第11号の12	TD-SCDMA方式携帯無線通信用陸上移動局	220,000	90,000
第2条第1項第11号の13	TD-CDMA方式携帯無線通信用基地局等	280,000	90,000
第2条第1項第11号の14	TD-SCDMA方式携帯無線通信用基地局等	280,000	90,000
第2条第1項第11号の15	XGP(2GHzTDD)用陸上移動局	220,000	90,000
第2条第1項第11号の16	XGP(2GHzTDD)用基地局等	280,000	90,000
第2条第1項第11号の17	MBTDD625k-MC(2GHzTDD)用陸上移動局	220,000	90,000
第2条第1項第11号の18	MBTDD625k-MC(2GHzTDD)用基地局等	280,000	90,000
第2条第1項第11号の19	LTE用陸上移動局	220,000	90,000
第2条第1項第11号の20	LTE用基地局等	280,000	90,000
第2条第1項第11号の20の2	LTE用フェムトセル基地局	280,000	90,000
第2条第1項第11号の20の3	LTE用屋内小型基地局	280,000	90,000
第2条第1項第11号の21	LTE(2GHzTDD)用陸上移動局	220,000	90,000
第2条第1項第11号の22	LTE(2GHzTDD)用基地局等	280,000	90,000
第2条第1項第11号の23	UMB用陸上移動局	220,000	90,000
第2条第1項第11号の24	UMB用基地局等	280,000	90,000
第2条第1項第11号の25	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用陸上移動局	220,000	90,000
第2条第1項第11号の26	UMB(2GHzTDD)用陸上移動局	220,000	90,000
第2条第1項第11号の27	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用基地局等	280,000	90,000
第2条第1項第11号の28	UMB(2GHzTDD)用基地局等	280,000	90,000
第2条第1項第12号	アマチュア無線局	220,000	90,000
第2条第1項第13号	小電力セキュリティ	220,000	90,000
第2条第1項第14号	携帯移動衛星データ通信用地球局（静止/オムニトラックス）	220,000	90,000

第2条第1項第14号の2	携帯移動衛星データ通信用地球局（非静止/オーブコム）		220,000	90,000
第2条第1項第15号	加入者系多方向用基地局		480,000	90,000
第2条第1項第15号の2	加入者系多方向用移動局		600,000	300,000
第2条第1項第15号の3	加入者系対向用移動局		480,000	90,000
第2条第1項第16号	テレメータ用等の固定局		220,000	90,000
第2条第1項第17号	非常警報用固定局		220,000	90,000
第2条第1項第18号	22GHz帯固定局		480,000	90,000
第2条第1項第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム		220,000	90,000
第2条第1項第19号の2	2.4GHz帯 小電力データ通信システム		220,000	90,000
第2条第1項第19号の2の2	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム（模型飛行機無線操縦用）		220,000	90,000
第2条第1項第19号の2の3	2.4GHz帯小電力データ通信システム（模型飛行機無線操縦用）		220,000	90,000
第2条第1項第19号の3	5.2, 5.3GHz帯小電力データ通信システム		220,000	90,000
第2条第1項第19号の3の2	5.6GHz帯小電力データ通信システム		220,000	90,000
第2条第1項第19号の3の3	5GHz帯小電力データ通信システム		220,000	90,000
第2条第1項第19号の4	準ミリ波帯 小電力データ通信システム		600,000	300,000
第2条第1項第19号の5	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局		280,000	90,000
第2条第1項第19号の6	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局(0.2マイクロワット以下)		280,000	90,000
第2条第1項第19号の7	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局		280,000	90,000
第2条第1項第19号の8	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局(0.2マイクロワット以下)		280,000	90,000
第2条第1項第19号の9	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局		220,000	90,000
第2条第1項第19号の10	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局(0.2マイクロワット以下)		220,000	90,000
第2条第1項第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局 (空中線電力0.01ワット以下)		220,000	90,000
第2条第1項第20号の2	800MHz帯デジタルMCA陸上移動局		220,000	90,000
	800MHz帯デジタルMCA指令局		280,000	90,000
第2条第1項第21号	デジタルコードレス電話（狭帯域TDMA）	（親機）	450,000	150,000
		（子機）	450,000	150,000
第2条第1項第21号の2	デジタルコードレス電話（広帯域TDMA）		220,000	90,000
第2条第1項第21号の3	デジタルコードレス電話(TDMA/OFDMA)		220,000	90,000
第2条第1項第22号	PHS陸上移動局		450,000	150,000
第2条第1項第23号	PHS基地局		280,000	90,000
第2条第1項第23号の2	PHS中継局		280,000	90,000
第2条第1項第23号の3	PHS試験局等		280,000	90,000
第2条第1項第24号	38GHz帯固定局		480,000	90,000
第2条第1項第25号	RZSSB		320,000	90,000

第2条第1項第25号の2	周波数自動選択RZSSB	320,000	90,000
第2条第1項第25号の3	周波数追従RZSSB	320,000	90,000
第2条第1項第25号の4	狭帯域デジタル	320,000	90,000
第2条第1項第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル	320,000	90,000
第2条第1項第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル	320,000	90,000
第2条第1項第26号	車両感知用無線標定陸上局	320,000	90,000
第2条第1項第27号	道路交通情報ビーコン	280,000	90,000
第2条第1項第28号	携帯移動衛星用地球局（静止/N-STAR）	220,000	90,000
第2条第1項第28号の2	携帯移動衛星用地球局（非静止/イリジウム）	220,000	90,000
第2条第1項第28号の2の2	スラヤ衛星携帯移動地球局	220,000	90,000
第2条第1項第28号の3	設備規則第48項第1項のレーダー(第3種レーダー)	220,000	90,000
第2条第1項第29号	設備規則第48項第3項のレーダー(第4種レーダー)	220,000	90,000
第2条第1項第30号	インマルサット携帯移動地球局	220,000	90,000
第2条第1項第30号の2	ESV携帯移動地球局(船上地球局)	320,000	90,000
第2条第1項第30号の3	ヘリサット携帯移動地球局	320,000	90,000
第2条第1項第31号	ルーラル加入者無線	220,000	90,000
第2条第1項第31号の2	60GHz帯高速無線回線用基地局	480,000	90,000
第2条第1項第31号の3	60GHz帯高速無線回線用多方向陸上移動局	600,000	300,000
第2条第1項第31号の4	60GHz帯高速無線回線用対向陸上移動局	480,000	90,000
第2条第1項第31号の5	80GHz帯高速無線回線用陸上移動局	480,000	90,000
第2条第1項第32号	狭域通信システム用移動局	250,000	100,000
第2条第1項第33号	狭域通信システム用基地局	280,000	90,000
第2条第1項第33号の2	狭域通信システム用試験局	250,000	100,000
第2条第1項第38号	市町村デジタル防災無線通信用固定局	180,000	90,000
第2条第1項第39号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第49条の15の第1項)	220,000	90,000
第2条第1項第40号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第49条の15の第1項及び第2項)	280,000	90,000
第2条第1項第41号	18GHz帯基地局用等	580,000	90,000
第2条第1項第42号	18GHz帯陸上移動局	580,000	90,000
第2条第1項第43号	18GHz帯基地局・陸上移動中継局	580,000	90,000
第2条第1項第44号	18GHz帯電気通信業務用固定局	580,000	90,000
第2条第1項第45号	18GHz帯公共業務固定局	580,000	90,000
第2条第1項第46号	航空移動衛星通信システム	220,000	90,000
第2条第1項第47号	超広帯域通信システム	320,000	140,000
第2条第1項第47号の2	UWBレーダーシステム	600,000	300,000
第2条第1項第48号	1500MHz帯電気通信業務用固定局	280,000	90,000
第2条第1項第49号	WiMAX用基地局等	280,000	90,000
第2条第1項第51号	WiMAX用陸上移動局	220,000	90,000
第2条第1項第52号の2	WiMAX用フェムトセル基地局	280,000	90,000
第2条第1項第52号の3	WiMAX用屋内小型基地局	280,000	90,000
第2条第1項第53号	次世代PHS用基地局等	280,000	90,000

第2条第1項第54号	次世代PHS用陸上移動局		220,000	90,000	
第2条第1項第54号の2	次世代PHS用フェムトセル基地局		280,000	90,000	
第2条第1項第54号の3	次世代PHS用屋内小型基地局		280,000	90,000	
第2条第1項第57号	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィラー		280,000	90,000	
第2条第1項第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィラー（CATV網等接続型）		280,000	90,000	
第2条第1項第57号の3	エリア放送用地上一般放送局		280,000	90,000	
第2条第1項第58号	簡易型船舶自動識別装置		280,000	90,000	
第2条第1項第59号	国際ＶＨＦ(固定型)		280,000	90,000	
第2条第1項第60号	国際ＶＨＦ(携帯型)		280,000	90,000	
第2条第1項第61号	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局		280,000	90,000	
第2条第1項第62号	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局		220,000	90,000	
第2条第1項第63号	700MHz帯高度道路交通システムの基地局（平成25年4月1日より受付）		280,000	90,000	
第2条第1項第64号	700MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局（平成25年4月1日より受付）		220,000	90,000	
第2条第1項第65号	23GHz帯無線通信陸上移動局		580,000	90,000	
第2条第1項第66号	23GHz帯無線通信固定局		580,000	90,000	

注１．技術基準適合証明の一回の申込台数は１００台までとする。

注２．証明手数料＝証明料＋サンプル数分の試験料＋証明台数のラベル費

注３．「1GHz～10GHz」は移動体識別／ﾃﾚﾒｰﾀ用／ﾃﾚｺﾝﾄﾛｰﾙ用／ﾃﾞｰﾀ伝送用、「10GHz」以上は
移動体検知ｾﾝｻｰ／ﾐﾘ波画像伝送用及びﾐﾘ波ﾃﾞｰﾀ伝送／ﾐﾘ波ﾚｰﾀﾞ、その他は1GHz以下の無線設備とする。

注４．アンテナー体型試験方法による場合は、表に定める手数料の額に、追加費用が発生します。

注５．証明規則別表第１号に定める受信装置の試験項目のうち、
副次発射以外の諸特性を測定する場合には、追加費用が発生します。

注６．比吸収率の試験を行う場合は１台あたり30万円を加算します。
なお、送受信機の数が２台目の時は、17万円を加算します。

1.2 証明規則第6条第3項試験結果等を添付した場合の申込み
（当社が認可した者の試験結果の場合）

（単位：円）

種別	略称		証明手数料		
			証明料	試験結果通知書及び試験結果データ評価料（１台あたり）	証明ラベル費用（１台あたり）
第2条第1項第1号の4	MCA陸上移動局		90,000	25,000	20
	MCA指令局				
第2条第1項第1号の9	SSB				
第2条第1項第1号の10	デジタル				
第2条第1項第1号の11	F3E等				
第2条第1項第1号の12	特定ラジオマイク				
第2条第1項第1号の12の2	デジタル特定ラジオマイク				
第2条第1項第1号の13	海上用DSB				
第2条第1項第1号の14	SSB				
第2条第1項第1号の15	F3E等				
第2条第1項第2号	無線標定				
第2条第1項第2号の2	ラジオ・ブイ				
第2条第1項第3号	市民ラジオ				
第2条第1項第3号の2	気象援助局				
第2条第1項第4号	パーソナル				
第2条第1項第4号の2	簡易無線				
第2条第1項第4号の4	無線操縦用簡易無線				
第2条第1項第4号の5	デジタル簡易無線				
第2条第1項第4号の6	デジタル簡易無線(キャリアセンス付)				
第2条第1項第4号の7	920MHz帯簡易無線局				
第2条第1項第5号	50GHz帯CR				
第2条第1項第6号	構内無線				
第2条第1項第6号の2	920MHz帯構内無線(キャリアセンス付)				
第2条第1項第6号の3	2450MHz帯構内無線(周波数ホッピング方式)				
第2条第1項第7号	コードレス電話	（親機）			
		（子機）			
第2条第1項第8号	特定小電力機器	1GHz以下			
		1GHz～10GHz			
		10GHz以上			
第2条第1項第9号	Ku帯VSAT地球局				
第2条第1項第9号の2	Ka帯VSAT地球局				
第2条第1項第10号	携帯無線通信の中継を行なう無線局				
第2条第1項第11号の3	W-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局				
第2条第1項第11号の4	CDMA2000方式携帯無線通信用陸上移動局				
第2条第1項第11号の5	W-CDMA方式携帯無線通信用基地局等				
第2条第1項第11号の6	CDMA2000方式携帯無線通信用基地局等				
第2条第1項第11号の6の2	W-CDMA方式携帯無線通信用フェムトセル基地局				
第2条第1項第11号の6の3	CDMA2000方式携帯無線通信用フェムトセル基地局				
第2条第1項第11号の6の4	W-CDMA方式携帯無線通信用屋内小型基地局				
第2条第1項第11号の6の5	CDMA2000方式携帯無線通信用屋内小型基地局				

第2条第1項第11号の7	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用陸上移動局
第2条第1項第11号の8	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用陸上移動局
第2条第1項第11号の8の2	CDMA2000(EV-DOマルチキャリア)方式携帯無線通信用陸上移動局
第2条第1項第11号の9	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用基地等
第2条第1項第11号の10	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用基地局等
第2条第1項第11号の10の2	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用フェムトセル基地局
第2条第1項第11号の10の3	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用 フェムトセル基地局
第2条第1項第11号の10の4	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用屋内小型基地局
第2条第1項第11号の10の5	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用屋内小型基地局
第2条第1項第11号の11	TD-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局
第2条第1項第11号の12	TD-SCDMA方式携帯無線通信用陸上移動局
第2条第1項第11号の13	TD-CDMA方式携帯無線通信用基地局等
第2条第1項第11号の14	TD-SCDMA方式携帯無線通信用基地局等
第2条第1項第11号の15	XGP(2GHzTDD)用陸上移動局
第2条第1項第11号の16	XGP(2GHzTDD)用基地局等
第2条第1項第11号の17	MBTDD625k-MC(2GHzTDD)用陸上移動局
第2条第1項第11号の18	MBTDD625k-MC(2GHzTDD)用基地局等
第2条第1項第11号の19	LTE用陸上移動局
第2条第1項第11号の20	LTE用基地局等
第2条第1項第11号の20の2	LTE用フェムトセル基地局
第2条第1項第11号の20の3	LTE用屋内小型基地局
第2条第1項第11号の21	LTE(2GHzTDD)用陸上移動局
第2条第1項第11号の22	LTE(2GHzTDD)用基地局等
第2条第1項第11号の23	UMB用陸上移動局
第2条第1項第11号の24	UMB用基地局等
第2条第1項第11号の25	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用陸上移動局
第2条第1項第11号の26	UMB(2GHzTDD)用陸上移動局
第2条第1項第11号の27	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用基地局等
第2条第1項第11号の28	UMB(2GHzTDD)用基地局等
第2条第1項第12号	アマチュア無線局
第2条第1項第13号	小電力セキュリティ
第2条第1項第14号	携帯移動衛星データ通信用地球局（静止/オムニトラックス）
第2条第1項第14号の2	携帯移動衛星データ通信用地球局（非静止/オーブコム）
第2条第1項第15号	加入者系多方向用基地局等
第2条第1項第15号の2	加入者系多方向用移動局
第2条第1項第15号の3	加入者系対向用移動局
第2条第1項第16号	テレメータ用等の固定局
第2条第1項第17号	非常警報用固定局
第2条第1項第18号	22GHz帯固定局
第2条第1項第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム
第2条第1項第19号の2	2.4GHz帯 小電力データ通信システム
第2条第1項第19号の2の2	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム（模型飛行機無線操縦用）
第2条第1項第19号の2の3	2.4GHz帯小電力データ通信システム（模型飛行機無線操縦用）
第2条第1項第19号の3	5.2, 5.3GHz帯小電力データ通信システム

第2条第1項第19号の3の2	5.6GHz帯小電力データ通信システム	
第2条第1項第19号の3の3	5GHz帯小電力データ通信システム	
第2条第1項第19号の4	準ミリ波帯 小電力データ通信システム	
第2条第1項第19号の5	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局	
第2条第1項第19号の6	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局(0.2マイクロワット以下)	
第2条第1項第19号の7	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局	
第2条第1項第19号の8	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局(0.2マイクロワット以下)	
第2条第1項第19号の9	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局	
第2条第1項第19号の10	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局 (0.2マイクロワット以下)	
第2条第1項第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局 (空中線電力0.01ワット以下)	
第2条第1項第20号の2	800MHz帯デジタルMCA陸上移動局	
	800MHz帯デジタルMCA指令局	
第2条第1項第21号	デジタルコードレス電話 (狭帯域TDMA)	(親機)
		(子機)
第2条第1項第21号の2	デジタルコードレス電話 (広帯域TDMA)	
第2条第1項第21号の3	デジタルコードレス電話(TDMA/OFDMA)	
第2条第1項第22号	PHS陸上移動局	
第2条第1項第23号	PHS基地局	
第2条第1項第23号の2	PHS中継局	
第2条第1項第23号の3	PHS試験局等	
第2条第1項第24号	38GHz帯固定局	
第2条第1項第25号	RZSSB	
第2条第1項第25号の2	周波数自動選択RZSSB	
第2条第1項第25号の3	周波数追従RZSSB	
第2条第1項第25号の4	狭帯域デジタル	
第2条第1項第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル	
第2条第1項第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル	
第2条第1項第26号	車両感知用無線標定陸上局	
第2条第1項第27号	道路交通情報ビーコン	
第2条第1項第28号	携帯移動衛星用地球局 (静止/N-STAR)	
第2条第1項第28号の2	携帯移動衛星用地球局 (非静止/イリジウム)	
第2条第1項第28号の2の2	スラヤ衛星携帯移動地球局	
第2条第1項第28号の3	設備規則第48項第1項のレーダー(第3種レーダー)	
第2条第1項第29号	設備規則第48項第3項のレーダー(第4種レーダー)	
第2条第1項第30号	インマルサット携帯移動地球局	
第2条第1項第30号の2	ESV携帯移動地球局(船上地球局)	
第2条第1項第30号の3	ヘリサット携帯移動地球局	
第2条第1項第31号	ルーラル加入者無線	
第2条第1項第31号の2	60GHz帯高速無線回線用基地局	
第2条第1項第31号の3	60GHz帯高速無線回線用多方向陸上移動局	
第2条第1項第31号の4	60GHz帯高速無線回線用対向陸上移動局	
第2条第1項第31号の5	80GHz帯高速無線回線用陸上移動局	
第2条第1項第32号	狭域通信システム用移動局	
第2条第1項第33号	狭域通信システム用基地局	
第2条第1項第33号の2	狭域通信システム用試験局	
第2条第1項第38号	市町村デジタル防災無線通信用固定局	
第2条第1項第39号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第49条の15の第1項)	

第2条第1項第40号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第49条の15の第1項及び第2項)			
第2条第1項第41号	18GHz帯基地局用等			
第2条第1項第42号	18GHz帯陸上移動局			
第2条第1項第43号	18GHz帯基地局・陸上移動中継局			
第2条第1項第44号	18GHz帯電気通信業務用固定局			
第2条第1項第45号	18GHz帯公共業務固定局			
第2条第1項第46号	航空移動衛星通信システム			
第2条第1項第47号	超広帯域通信システム			
第2条第1項第47号の2	UWBレーダーシステム			
第2条第1項第48号	1500MHz帯電気通信業務用固定局			
第2条第1項第49号	WiMAX用基地局等			
第2条第1項第51号	WiMAX用陸上移動局			
第2条第1項第52号の2	WiMAX用フェムトセル基地局			
第2条第1項第52号の3	WiMAX用屋内小型基地局			
第2条第1項第53号	次世代PHS用基地局等			
第2条第1項第54号	次世代PHS用陸上移動局			
第2条第1項第54号の2	次世代PHS用フェムトセル基地局			
第2条第1項第54号の3	次世代PHS用屋内小型基地局			
第2条第1項第57号	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィラー			
第2条第1項第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィラー（CATV網等接続型）			
第2条第1項第57号の3	エリア放送用地上一般放送局			
第2条第1項第58号	簡易型船舶自動識別装置			
第2条第1項第59号	国際ＶＨＦ(固定型)			
第2条第1項第60号	国際ＶＨＦ(携帯型)			
第2条第1項第61号	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局			
第2条第1項第62号	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局			
第2条第1項第63号	700MHz帯高度道路交通システムの基地局 (平成25年4月1日より受付)			
第2条第1項第64号	700MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局 (平成25年4月1日より受付)			
第2条第1項第65号	23GHz帯無線通信陸上移動局			
第2条第1項第66号	23GHz帯無線通信固定局			

注１．　技術適合証明の一回の申込台数は１００台までとする。

注２．　証明手数料＝証明料＋サンプル数分の試験結果通知書等審査料＋証明台数のラベル費

注３．　「1GHz～10GHz」は移動体識別／ﾃﾚﾒｰﾀ用／ﾃﾚｺﾝﾄﾛｰﾙ用／ﾃﾞｰﾀ伝送用、「10GHz」以上は
移動体検知ｾﾝｻｰ／ﾐﾘ波画像伝送用及びﾐﾘ波ﾃﾞｰﾀ伝送／ﾐﾘ波ﾚｰﾀﾞ、その他は1GHz以下の無線設備とする。

1.3 技術基準適合証明特性試験のサンプリング

（１） サンプリングは、原則としてＪＩＳ Ｚ９０１５に規定する計数調整型１回抜取検査方法に準拠して行うものとする。
（２） サンプルの抜き取りは、サンプルに番号付けが可能なものについては乱数表を使用するものとし、
番号付けが不適当なものについては直感によるランダムサンプリングを行う。
（３） 直感によるサンプリングを行う場合は、ロットの代表となるよう、サンプルの品質・性能傾向を把握するとともに、
品物を箱から出して並べる等して同じ機会で抜取が行われるようにする。
（４） サンプリングを行うロットについて、何らかの層別を行うべき論理的基準がある場合は、それに従ってサブロット
に分けサンプリングを行う。
（５） 次の場合は全数検査を行う。
a. サンプリング品の試験結果が当該サンプルの基準に適合にしないものが１台でもある場合。
b. サンプルの試験データ等から、品質が均一でないと認められる場合
（６） サンプルの抜取数は下表による。

抜取台数

申込台数	抜 取	備 考
１～２	全数	
３～１５	２	
１６～２５	２	
２６～５０	３	
５１～９０	５	
９１～１００	８	

2. 認証手数料

2.1 新規工事設計認証（証明規則第17条による申込みの場合）

（単位：円）

種別	略称		証明手数料	
			一の特定無線設備を提出する場合	一の特定無線設備を提出せず試験結果通知書等を提出する場合
第2条第1項第１号の4	MCA陸上移動局		470,000	290,000
	MCA指令局		630,000	350,000
第2条第1項第1号の9	SSB		530,000	350,000
第2条第1項第1号の10	デジタル		530,000	350,000
第2条第1項第1号の11	F3E等		630,000	350,000
第2条第1項第1号の12	特定ラジオマイク		530,000	350,000
第2条第1項第1号の12の2	デジタル特定ラジオマイク		530,000	350,000
第2条第1項第1号の13	海上用DSB		630,000	350,000
第2条第1項第1号の14	SSB		630,000	350,000
第2条第1項第1号の15	F3E等		630,000	350,000
第2条第1項第2号	無線標定		830,000	350,000
第2条第1項第2号の2	ラジオ・ブイ		630,000	350,000
第2条第1項第3号	市民ラジオ		470,000	290,000
第2条第1項第3号の2	気象援助局		530,000	350,000
第2条第1項第4号	パーソナル		630,000	350,000
第2条第1項第4号の2	簡易無線		630,000	350,000
第2条第1項第4号の4	無線操縦用簡易無線		530,000	350,000
第2条第1項第4号の5	デジタル簡易無線		630,000	350,000
第2条第1項第4号の6	デジタル簡易無線(キャリアセンス付)		630,000	350,000
第2条第1項第4号の7	920MHz帯簡易無線局		630,000	350,000
第2条第1項第5号	50GHz帯CR		830,000	350,000
第2条第1項第6号	構内無線		630,000	350,000
第2条第1項第6号の2	920MHz帯構内無線(キャリアセンス付)		630,000	350,000
第2条第1項第6号の3	2450MHz帯構内無線(周波数ホッピング方式)		630,000	350,000
第2条第1項第7号	コードレス電話	（親機）	410,000	290,000
		（子機）	410,000	290,000
第2条第1項第8号	特定小電力機器	1GHz以下	470,000	290,000
		1GHz～10GHz	480,000	290,000
		10GHz以上	750,000	290,000
第2条第1項第9号	Ku帯VSAT地球局		470,000	290,000
第2条第1項第9号の2	Ka帯VSAT地球局		870,000	290,000
第2条第1項第10号	携帯無線通信中継を行なう無線局		630,000	350,000
第2条第1項第11号の3	W-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局		390,000	290,000
第2条第1項第11号の4	CDMA2000方式携帯無線通信用陸上移動局		390,000	290,000
第2条第1項第11号の5	W-CDMA方式携帯無線通信用基地局等		630,000	350,000
第2条第1項第11号の6	CDMA2000方式携帯無線通信用基地局等		630,000	350,000
第2条第1項第11号の6の2	W-CDMA方式携帯無線通信用 フェムトセル基地局		630,000	350,000
第2条第1項第11号の6の3	CDMA2000方式携帯無線通信用フェムトセル基地局		630,000	350,000
第2条第1項第11号の6の4	W-CDMA方式携帯無線通信用屋内小型基地局		630,000	350,000
第2条第1項第11号の6の5	CDMA2000方式携帯無線通信用屋内小型基地局		630,000	350,000

第2条第1項第11号の7	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用 陸上移動局	390,000	290,000
第2条第1項第11号の8	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用 陸上移動局	390,000	290,000
第2条第1項第11号の8の2	CDMA2000(EV-DOマルチキャリア)方式 携帯無線通信用陸上移動局	390,000	290,000
第2条第1項第11号の9	W-CDMA(HSDPA)方式携帯 無線通信用基地局等	630,000	350,000
第2条第1項第11号の10	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用基地局等	630,000	350,000
第2条第1項第11号の10の2	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用 フェムトセル基地局	630,000	350,000
第2条第1項第11号の10の3	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯 無線通信用フェムトセル基地局	630,000	350,000
第2条第1項第11号の10の4	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用屋内小型基地局	630,000	350,000
第2条第1項第11号の10の5	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用屋内小型基地局	630,000	350,000
第2条第1項第11号の11	TD-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局	390,000	290,000
第2条第1項第11号の12	TD-SCDMA方式携帯無線通信用陸上移動局	390,000	290,000
第2条第1項第11号の13	TD-CDMA方式携帯無線通信用基地局等	630,000	350,000
第2条第1項第11号の14	TD-SCDMA方式携帯無線通信用基地局等	630,000	350,000
第2条第1項第11号の15	XGP(2GHzTDD)用陸上移動局	390,000	290,000
第2条第1項第11号の16	XGP(2GHzTDD)用基地局等	630,000	350,000
第2条第1項第11号の17	MBTDD625k-MC(2GHzTDD)用陸上移動局	390,000	290,000
第2条第1項第11号の18	MBTDD625k-MC(2GHzTDD)用基地局等	630,000	350,000
第2条第1項第11号の19	LTE用陸上移動局	390,000	290,000
第2条第1項第11号の20	LTE用基地局等	630,000	350,000
第2条第1項第11号の20の2	LTE用フェムトセル基地局	630,000	350,000
第2条第1項第11号の20の3	LTE用屋内小型基地局	630,000	350,000
第2条第1項第11号の21	LTE(2GHzTDD)用陸上移動局	390,000	290,000
第2条第1項第11号の22	LTE(2GHzTDD)用基地局等	630,000	350,000
第2条第1項第11号の23	UMB用陸上移動局	390,000	290,000
第2条第1項第11号の24	UMB用基地局等	630,000	350,000
第2条第1項第11号の25	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用陸上移動局	390,000	290,000
第2条第1項第11号の26	UMB(2GHzTDD)用陸上移動局	390,000	290,000
第2条第1項第11号の27	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用基地局等	630,000	350,000
第2条第1項第11号の28	UMB(2GHzTDD)用基地局等	630,000	350,000
第2条第1項第12号	アマチュア無線局	530,000	350,000
第2条第1項第13号	小電力セキュリティ	470,000	290,000
第2条第1項第14号	携帯移動衛星データ通信用地球局（静止/オムニトラックス）	470,000	290,000
第2条第1項第14号の2	携帯移動衛星データ通信用地球局（非静止/オーブコム）	470,000	290,000
第2条第1項第15号	加入者系多方向用基地局等	830,000	350,000
第2条第1項第15号の2	加入者系多方向用移動局	870,000	290,000
第2条第1項第15号の3	加入者系対向用移動局	830,000	350,000
第2条第1項第16号	テレメータ用等の固定局	530,000	350,000
第2条第1項第17号	非常警報用固定局	530,000	350,000
第2条第1項第18号	22GHz帯固定局	830,000	350,000
第2条第1項第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム	470,000	290,000
第2条第1項第19号の2	2.4GHz帯 小電力データ通信システム	470,000	290,000
第2条第1項第19号の2の2	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム（模型飛行機無線操縦用）	470,000	290,000
第2条第1項第19号の2の3	2.4GHz帯小電力データ通信システム（模型飛行機無線操縦用）	470,000	290,000
第2条第1項第19号の3	5.2, 5.3GHz帯小電力データ通信システム	470,000	290,000
第2条第1項第19号の3の2	5.6GHz帯小電力データ通信システム	470,000	290,000
第2条第1項第19号の3の3	5GHz帯小電力データ通信システム	470,000	290,000
第2条第1項第19号の4	準ミリ波帯 小電力データ通信システム	750,000	290,000
第2条第1項第19号の5	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局	630,000	350,000
第2条第1項第19号の6	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局(0.2マイクロワット以下)	630,000	350,000

第2条第1項第19号の7	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局		630,000	350,000
第2条第1項第19号の8	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局(0.2マイクロワット以下)		630,000	350,000
第2条第1項第19号の9	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局		470,000	290,000
第2条第1項第19号の10	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局（0.2マイクロワット以下）		470,000	290,000
第2条第1項第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局 (空中線電力0.01ワット以下)		470,000	290,000
第2条第1項第20号の2	800MHｚ帯デジタルMCA陸上移動局		470,000	290,000
	800MHｚ帯デジタルMCA指令局		630,000	350,000
第2条第1項第21号	デジタルコードレス電話（狭帯域TDMA）	（親機）	700,000	290,000
		（子機）	700,000	290,000
第2条第1項第21号の2	デジタルコードレス電話（広帯域TDMA）		470,000	290,000
第2条第1項第21号の3	デジタルコードレス電話(TDMA/OFDMA)		470,000	290,000
第2条第1項第22号	PHS陸上移動局		700,000	290,000
第2条第1項第23号	PHS基地局		630,000	350,000
第2条第1項第23号の2	PHS中継局		630,000	350,000
第2条第1項第23号の3	PHS試験局等		630,000	350,000
第2条第1項第24号	38GHz帯固定局		830,000	350,000
第2条第1項第25号	RZSSB		530,000	350,000
第2条第1項第25号の2	周波数自動選択RZSSB		530,000	350,000
第2条第1項第25号の3	周波数追従RZSSB		530,000	350,000
第2条第1項第25号の4	狭帯域デジタル		530,000	350,000
第2条第1項第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル		530,000	350,000
第2条第1項第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル		530,000	350,000
第2条第1項第26号	車両感知用無線標定陸上局		530,000	350,000
第2条第1項第27号	道路交通情報ビーコン		630,000	350,000
第2条第1項第28号	携帯移動衛星用地球局（静止/N-STAR）		470,000	290,000
第2条第1項第28号の2	携帯移動衛星用地球局（非静止/イリジウム）		470,000	290,000
第2条第1項第28号の2の2	スラヤ衛星携帯移動地球局		470,000	290,000
第2条第1項第28号の3	設備規則第48項第1項のレーダー(第3種レーダー)		530,000	350,000
第2条第1項第29号	設備規則第48項第3項のレーダー(第4種レーダー)		530,000	350,000
第2条第1項第30号	インマルサット携帯移動地球局		470,000	290,000
第2条第1項第30号の2	ESV携帯移動地球局(船上地球局)		530,000	350,000
第2条第1項第30号の3	ヘリサット携帯移動地球局		530,000	350,000
第2条第1項第31号	ルーラル加入者無線		470,000	290,000
第2条第1項第31号の2	60GHz帯高速無線回線用基地局		830,000	350,000
第2条第1項第31号の3	60GHz帯高速無線回線用多方向陸上移動局		870,000	290,000
第2条第1項第31号の4	60GHz帯高速無線回線用対向陸上移動局		830,000	350,000
第2条第1項第31号の5	80GHz帯高速無線回線用陸上移動局		830,000	350,000
第2条第1項第32号	狭域通信システム用移動局		500,000	290,000
第2条第1項第33号	狭域通信システム用基地局		630,000	350,000
第2条第1項第33号の2	狭域通信システム用試験局		500,000	290,000
第2条第1項第38号	市町村デジタル防災無線通信用固定局		530,000	350,000
第2条第1項第39号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第49条の15の第1項)		470,000	290,000
第2条第1項第40号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第49条の15の第1項及び第2項)		630,000	350,000
第2条第1項第41号	18GHz帯基地局用等		930,000	350,000
第2条第1項第42号	18GHz帯陸上移動局		930,000	350,000
第2条第1項第43号	18GHz帯基地局・陸上移動中継局		930,000	350,000
第2条第1項第44号	18GHz帯電気通信業務用固定局		930,000	350,000
第2条第1項第45号	18GHz帯公共業務固定局		930,000	350,000
第2条第1項第46号	航空移動衛星通信システム		470,000	290,000

第2条第1項第47号	超広帯域通信システム	570,000	290,000
第2条第1項第47号の2	UWBレーダーシステム	750,000	290,000
第2条第1項第48号	1500MHz帯電気通信業務用固定局	630,000	350,000
第2条第1項第49号	WiMAX用基地局等	630,000	350,000
第2条第1項第51号	WiMAX用陸上移動局	390,000	290,000
第2条第1項第52号の2	WiMAX用フェムトセル基地局	630,000	350,000
第2条第1項第52号の3	WiMAX用屋内小型基地局	630,000	350,000
第2条第1項第53号	次世代PHS用基地局等	630,000	350,000
第2条第1項第54号	次世代PHS用陸上移動局	390,000	290,000
第2条第1項第54号の2	次世代PHS用フェムトセル基地局	630,000	350,000
第2条第1項第54号の3	次世代PHS用屋内小型基地局	630,000	350,000
第2条第1項第57号	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィラー	630,000	350,000
第2条第1項第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィラー（CATV網等接続型）	630,000	350,000
第2条第1項第57号の3	エリア放送用地上一般放送局	630,000	350,000
第2条第1項第58号	簡易型船舶自動識別装置	630,000	350,000
第2条第1項第59号	国際ＶＨＦ(固定型)	530,000	350,000
第2条第1項第60号	国際ＶＨＦ(携帯型)	530,000	350,000
第2条第1項第61号	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局	630,000	350,000
第2条第1項第62号	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局	470,000	290,000
第2条第1項第63号	700MHz帯高度道路交通システムの基地局 (平成25年4月1日より受付)	630,000	350,000
第2条第1項第64号	700MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局 (平成25年4月1日より受付)	470,000	290,000
第2条第1項第65号	23GHz帯無線通信陸上移動局	930,000	350,000
第2条第1項第66号	23GHz帯無線通信固定局	930,000	350,000

注１．「1GHz～10GHz」は移動体識別／ﾃﾚﾒｰﾀ用／ﾃﾚｺﾝﾄﾛｰﾙ用／ﾃﾞｰﾀ伝送用、「10GHz」以上は移動体検知ｾﾝｻｰ
/ﾐﾘ波画像伝送用及びﾐﾘ波ﾃﾞｰﾀ伝送／ﾐﾘ波ﾚｰﾀﾞ、その他は1GHz以下の無線設備とする。

注２．製造工場がISO9000x認定を受けていない場合は、表に定めている手数料の額から２万円を増額する。

注３．アンテナー体型試験方法による場合は、表に定めている手数料の額に追加費用が発生します。

注４．環境試験を行う場合は、表に定めている手数料の額に１件あたり追加費用が発生します。

注５．複合無線設備（一つの筐体で種別が異なる複数の無線設備から構成される無線設備。）に係わる申込みの
場合は、複合無線設備を構成する無線設備の手数料のうち最も高額な額に、その他の無線設備毎の
手数料の額の１／２を加算した額とする。

注６．証明規則別表１号に定める受信装置の試験項目のうち、副次発射以外の
諸特性を測定する場合には、追加費用が発生します。

注７．周波数の許容偏差の測定に際して、環境条件のうち、温度要件のみを実施した場合は、5万円を、
湿度要件のみを実施した場合は5万円を、温湿度要件を実施した場合は5万円を、
また振動要件を実施した場合は5万円を加算します。

注８．比吸収率の試験を行う場合には、表に定める手数料の額に30万円加算します。
なお送受信機の数が２台目の時は、さらに17万円を加算します。

2.2 軽微な変更の工事の工事設計認証　（本業務規程別表第16号の1による）

（単位：円）

種別	略称		証明手数料
第2条第1項第１号の4	MCA陸上移動局		90,000
	MCA指令局		
第2条第1項第1号の9	SSB		
第2条第1項第1号の10	デジタル		
第2条第1項第1号の11	F3E等		
第2条第1項第1号の12	特定ラジオマイク		
第2条第1項第1号の12の2	デジタル特定ラジオマイク		
第2条第1項第1号の13	海上用DSB		
第2条第1項第1号の14	SSB		
第2条第1項第1号の15	F3E等		
第2条第1項第2号	無線標定		
第2条第1項第2号の2	ラジオ・ブイ		
第2条第1項第3号	市民ラジオ		
第2条第1項第3号の2	気象援助局		
第2条第1項第4号	パーソナル		
第2条第1項第4号の2	簡易無線		
第2条第1項第4号の4	無線操縦用簡易無線		
第2条第1項第4号の5	デジタル簡易無線		
第2条第1項第4号の6	デジタル簡易無線(キャリアセンス付)		
第2条第1項第4号の7	920MHz帯簡易無線局		
第2条第1項第5号	50GHz帯CR		
第2条第1項第6号	構内無線		
第2条第1項第6号の2	920MHz帯構内無線(キャリアセンス付)		
第2条第1項第6号の3	2450MHz帯構内無線(周波数ホッピング方式)		
第2条第1項第7号	コードレス電話	（親機）	
		（子機）	
第2条第1項第8号	特定小電力機器	1GHz以下	
		1GHz～10GHz	
		10GHz以上	
第2条第1項第9号	Ku帯VSAT地球局		
第2条第1項第9号の2	Ka帯VSAT地球局		
第2条第1項第10号	携帯無線通信の中継を行なう無線局		
第2条第1項第11号の3	W-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局		
第2条第1項第11号の4	CDMA2000方式携帯無線通信用陸上移動局		
第2条第1項第11号の5	W-CDMA方式携帯無線通信用基地局等		
第2条第1項第11号の6	CDMA2000方式携帯無線通信用基地局等		
第2条第1項第11号の6の2	W-CDMA方式携帯無線通信用フェムトセル基地局		
第2条第1項第11号の6の3	CDMA2000方式携帯無線通信用フェムトセル基地局		
第2条第1項第11号の6の4	W-CDMA方式携帯無線通信用屋内小型基地局		
第2条第1項第11号の6の5	CDMA2000方式携帯無線通信用屋内小型基地局		
第2条第1項第11号の7	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用陸上移動局		
第2条第1項第11号の8	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用陸上移動局		
第2条第1項第11号の8の2	CDMA2000(EV-DOマルチキャリア)方式 携帯無線通信用 陸上移動局		
第2条第1項第11号の9	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用基地局等		
第2条第1項第11号の10	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用基地局等		
第2条第1項第11号の10の2	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用フェムトセル基地局		
第2条第1項第11号の10の3	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用 フェムトセル基地局		

第2条第1項第11号の10の4	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用屋内小型基地局
第2条第1項第11号の10の5	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用屋内小型基地局
第2条第1項第11号の11	TD-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局
第2条第1項第11号の12	TD-SCDMA方式携帯無線通信用陸上移動局
第2条第1項第11号の13	TD-CDMA方式携帯無線通信用基地局等
第2条第1項第11号の14	TD-SCDMA方式携帯無線通信用基地局等
第2条第1項第11号の15	XGP(2GHzTDD)用陸上移動局
第2条第1項第11号の16	XGP(2GHzTDD)用基地局等
第2条第1項第11号の17	MBTDD625k-MC(2GHzTDD)用陸上移動局
第2条第1項第11号の18	MBTDD625k-MC(2GHzTDD)用基地局等
第2条第1項第11号の19	LTE用陸上移動局
第2条第1項第11号の20	LTE用基地局等
第2条第1項第11号の20の2	LTE用フェムトセル基地局
第2条第1項第11号の20の3	LTE用屋内小型基地局
第2条第1項第11号の21	LTE(2GHzTDD)用陸上移動局
第2条第1項第11号の22	LTE(2GHzTDD)用基地局等
第2条第1項第11号の23	UMB用陸上移動局
第2条第1項第11号の24	UMB用基地局等
第2条第1項第11号の25	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用陸上移動局
第2条第1項第11号の26	UMB(2GHzTDD)用陸上移動局
第2条第1項第11号の27	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用基地局等
第2条第1項第11号の28	UMB(2GHzTDD)用基地局等
第2条第1項第12号	アマチュア無線局
第2条第1項第13号	小電力セキュリティ
第2条第1項第14号	携帯移動衛星データ通信用地球局（静止/オムニトラックス）
第2条第1項第14号の2	携帯移動衛星データ通信用地球局（非静止/オーブコム）
第2条第1項第15号	加入者系多方向用基地局等
第2条第1項第15号の2	加入者系多方向用移動局
第2条第1項第15号の3	加入者系対向用移動局
第2条第1項第16号	テレメータ用等の固定局
第2条第1項第17号	非常警報用固定局
第2条第1項第18号	22GHz帯固定局
第2条第1項第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム
第2条第1項第19号の2	2.4GHz帯 小電力データ通信システム
第2条第1項第19号の2の2	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム（模型飛行機無線操縦用）
第2条第1項第19号の2の3	2.4GHz帯小電力データ通信システム（模型飛行機無線操縦用）
第2条第1項第19号の3	5.2, 5.3GHz帯小電力データ通信システム
第2条第1項第19号の3の2	5.6GHz帯小電力データ通信システム
第2条第1項第19号の3の3	5GHz帯小電力データ通信システム
第2条第1項第19号の4	準ミリ波帯 小電力データ通信システム
第2条第1項第19号の5	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局
第2条第1項第19号の6	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局(0.2マイクロワット以下)
第2条第1項第19号の7	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局
第2条第1項第19号の8	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局(0.2マイクロワット以下)

第2条第1項第19号の9	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局	
第2条第1項第19号の10	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局（0.2マイクロワット以下）	
第2条第1項第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局 （空中線電力0.01ワット以下）	
第2条第1項第20号の2	800MHｚ帯デジタルMCA陸上移動局	
	800MHｚ帯デジタルMCA指令局	
第2条第1項第21号	デジタルコードレス電話（狭帯域TDMA）	（親機）
		（子機）
第2条第1項第21号の2	デジタルコードレス電話（広帯域TDMA）	
第2条第1項第21号の3	デジタルコードレス電話(TDMA/OFDMA)	
第2条第1項第22号	PHS陸上移動局	
第2条第1項第23号	PHS基地局	
第2条第1項第23号の2	PHS中継局	
第2条第1項第23号の3	PHS試験局等	
第2条第1項第24号	38GHz帯固定局	
第2条第1項第25号	RZSSB	
第2条第1項第25号の2	周波数自動選択RZSSB	
第2条第1項第25号の3	周波数追従RZSSB	
第2条第1項第25号の4	狭帯域デジタル	
第2条第1項第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル	
第2条第1項第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル	
第2条第1項第26号	車両感知用無線標定陸上局	
第2条第1項第27号	道路交通情報ビーコン	
第2条第1項第28号	携帯移動衛星用地球局（静止/N-STAR）	
第2条第1項第28号の2	携帯移動衛星用地球局（非静止/イリジウム）	
第2条第1項第28号の2の2	スラヤ衛星携帯移動地球局	
第2条第1項第28号の3	設備規則第48項第1項のレーダー(第3種レーダー)	
第2条第1項第29号	設備規則第48項第3項のレーダー(第4種レーダー)	
第2条第1項第30号	インマルサット携帯移動地球局	
第2条第1項第30号の2	ESV携帯移動地球局(船上地球局)	
第2条第1項第30号の3	ヘリサット携帯移動地球局	
第2条第1項第31号	ルーラル加入者無線	
第2条第1項第31号の2	60GHz帯高速無線回線用基地局	
第2条第1項第31号の3	60GHz帯高速無線回線用多方向陸上移動局	
第2条第1項第31号の4	60GHz帯高速無線回線用対向陸上移動局	
第2条第1項第31号の5	80GHz帯高速無線回線用陸上移動局	
第2条第1項第32号	狭域通信システム用移動局	
第2条第1項第33号	狭域通信システム用基地局	
第2条第1項第33号の2	狭域通信システム用試験局	
第2条第1項第38号	市町村デジタル防災無線通信用固定局	
第2条第1項第39号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第49条の15の第1項)	
第2条第1項第40号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第49条の15の第1項及び第2項)	
第2条第1項第41号	18GHz帯基地局用等	
第2条第1項第42号	18GHz帯陸上移動局	
第2条第1項第43号	18GHz帯基地局・陸上移動中継局	
第2条第1項第44号	18GHz帯電気通信業務用固定局	
第2条第1項第45号	18GHz帯公共業務固定局	

第2条第1項第46号	航空移動衛星通信システム	
第2条第1項第47号	超広帯域通信システム	
第2条第1項第47号の2	UWBレーダーシステム	
第2条第1項第48号	1500MHz帯電気通信業務用固定局	
第2条第1項第49号	WiMAX用基地局等	
第2条第1項第51号	WiMAX用陸上移動局	
第2条第1項第52号の2	WiMAX用フェムトセル基地局	
第2条第1項第52号の3	WiMAX用屋内小型基地局	
第2条第1項第53号	次世代PHS用基地局等	
第2条第1項第54号	次世代PHS用陸上移動局	
第2条第1項第54号の2	次世代PHS用フェムトセル基地局	
第2条第1項第54号の3	次世代PHS用屋内小型基地局	
第2条第1項第57号	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィラー	
第2条第1項第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィラー（CATV網等接続型）	
第2条第1項第57号の3	エリア放送用地上一般放送局	
第2条第1項第58号	簡易型船舶自動識別装置	
第2条第1項第59号	国際ＶＨＦ(固定型)	
第2条第1項第60号	国際ＶＨＦ(携帯型)	
第2条第1項第61号	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局	
第2条第1項第62号	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局	
第2条第1項第63号	700MHz帯高度道路交通システムの基地局 (平成25年4月1日より受付)	
第2条第1項第64号	700MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局 (平成25年4月1日より受付)	
第2条第1項第65号	23GHz帯無線通信陸上移動局	
第2条第1項第66号	23GHz帯無線通信固定局	

注１．「1GHz～10GHz」は移動体識別／ﾃﾚﾒｰﾀ用／ﾃﾚｺﾝﾄﾛｰﾙ用／ﾃﾞｰﾀ伝送用、「10GHz」以上は移動体検知ｾﾝｻｰ
/ﾐﾘ波画像伝送用及びﾐﾘ波ﾃﾞｰﾀ伝送／ﾐﾘ波ﾚｰﾀﾞ、その他は1GHz以下の無線設備とする。

注２．アンテナー体型試験方法による場合は、表に定めている手数料の額に追加費用が発生します。

注３．環境試験を行う場合は、表に定めている手数料の額に１件あたり追加費用が発生します。

注４．複合無線設備（一つの筐体で種別が異なる複数の無線設備から構成される無線設備。）に係わる申込みの場合は、複合無線設備を構成する無線設備の手数料のうち最も高額な額に、
その他の無線設備毎の手数料の額の１／２を加算した額とする。

注５　上記手数料は変更個所が3件までとする。

2.3 変更の工事の工事設計認証 （別表第16号の2による）

（単位:円）

種別	略称		証明手数料	
			一の特定無線設備を提出する場合	一の特定無線設備を提出せず試験結果通知等を提出する場合
第2条第1項第１号の4	MCA陸上移動局		390,000	210,000
	MCA指令局		550,000	270,000
第2条第1項第1号の9	SSB		450,000	270,000
第2条第1項第1号の10	デジタル		450,000	270,000
第2条第1項第1号の11	F3E等		550,000	270,000
第2条第1項第1号の12	特定ラジオマイク		450,000	270,000
第2条第1項第1号の12の2	デジタル特定ラジオマイク		450,000	270,000
第2条第1項第1号の13	海上用DSB		550,000	270,000
第2条第1項第1号の14	SSB		550,000	270,000
第2条第1項第1号の15	F3E等		550,000	270,000
第2条第1項第2号	無線標定		750,000	270,000
第2条第1項第2号の2	ラジオ・ブイ		550,000	270,000
第2条第1項第3号	市民ラジオ		390,000	210,000
第2条第1項第3号の2	気象援助局		450,000	270,000
第2条第1項第4号	パーソナル		550,000	270,000
第2条第1項第4号の2	簡易無線		550,000	270,000
第2条第1項第4号の4	無線操縦用簡易無線		450,000	270,000
第2条第1項第4号の5	デジタル簡易無線		550,000	270,000
第2条第1項第4号の6	デジタル簡易無線(キャリアセンス付)		550,000	270,000
第2条第1項第4号の7	920MHz帯簡易無線局		550,000	270,000
第2条第1項第5号	50GHz帯CR		750,000	270,000
第2条第1項第6号	構内無線		550,000	270,000
第2条第1項第6号の2	920MHz帯構内無線(キャリアセンス付)		550,000	270,000
第2条第1項第6号の3	2450MHz帯構内無線(周波数ホッピング方式)		550,000	270,000
第2条第1項第7号	コードレス電話	（親機）	390,000	210,000
		（子機）	390,000	210,000
第2条第1項第8号	特定小電力機器	1GHz以下	390,000	210,000
		1GHz～10GHz	410,000	210,000
		10GHz以上	740,000	210,000
第2条第1項第9号	Ku帯VSAT地球局		390,000	210,000
第2条第1項第9号の2	Ka帯VSAT地球局		740,000	210,000
第2条第1項第10号	携帯無線通信の中継を行なう無線局		550,000	270,000
第2条第1項第11号の3	W-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局		390,000	210,000
第2条第1項第11号の4	CDMA2000方式携帯無線通信用陸上移動局		390,000	210,000
第2条第1項第11号の5	W-CDMA方式携帯無線通信用基地局等		550,000	270,000
第2条第1項第11号の6	CDMA2000方式携帯無線通信用基地局等		550,000	270,000
第2条第1項第11号の6の2	W-CDMA方式携帯無線通信用 フェムトセル基地局		550,000	270,000
第2条第1項第11号の6の3	CDMA2000方式携帯無線通信用フェムトセル基地局		550,000	270,000

第2条第1項第11号の6の4	W-CDMA方式携帯無線通信用屋内小型基地局	550,000	270,000
第2条第1項第11号の6の5	CDMA2000方式携帯無線通信用屋内小型基地局	550,000	270,000
第2条第1項第11号の7	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用 陸上移動局	390,000	210,000
第2条第1項第11号の8	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用 陸上移動局	390,000	210,000
第2条第1項第11号の8の2	CDMA2000(EV-DOマルチキャリア)方式携 帯無線通信用陸上移動局	390,000	210,000
第2条第1項第11号の9	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用 基地局等	550,000	270,000
第2条第1項第11号の10	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用基地局等	550,000	270,000
第2条第1項第11号の10の2	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用 フェムトセル基地局	550,000	270,000
第2条第1項第11号の10の3	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用 フェムトセル基地局	550,000	270,000
第2条第1項第11号の10の4	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用屋内小型基地局	550,000	270,000
第2条第1項第11号の10の5	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用屋内小型基地局	550,000	270,000
第2条第1項第11号の11	TD-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局	390,000	210,000
第2条第1項第11号の12	TD-SCDMA方式携帯無線通信用陸上移動局	390,000	210,000
第2条第1項第11号の13	TD-CDMA方式携帯無線通信用基地局等	550,000	270,000
第2条第1項第11号の14	TD-SCDMA方式携帯無線通信用基地局等	550,000	270,000
第2条第1項第11号の15	XGP(2GHzTDD)用陸上移動局	390,000	210,000
第2条第1項第11号の16	XGP(2GHzTDD)用基地局等	550,000	270,000
第2条第1項第11号の17	MBTDD625k-MC(2GHzTDD)用陸上移動局	390,000	210,000
第2条第1項第11号の18	MBTDD625k-MC(2GHzTDD)用基地局等	550,000	270,000
第2条第1項第11号の19	LTE用陸上移動局	390,000	210,000
第2条第1項第11号の20	LTE用基地局等	550,000	270,000
第2条第1項第11号の20の2	LTE用フェムトセル基地局	550,000	270,000
第2条第1項第11号の20の3	LTE用屋内小型基地局	550,000	270,000
第2条第1項第11号の21	LTE(2GHzTDD)用陸上移動局	390,000	210,000
第2条第1項第11号の22	LTE(2GHzTDD)用基地局等	550,000	270,000
第2条第1項第11号の23	UMB用陸上移動局	390,000	210,000
第2条第1項第11号の24	UMB用基地局等	550,000	270,000
第2条第1項第11号の25	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用陸上移動局	390,000	210,000
第2条第1項第11号の26	UMB(2GHzTDD)用陸上移動局	390,000	210,000
第2条第1項第11号の27	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用基地局等	550,000	270,000
第2条第1項第11号の28	UMB(2GHzTDD)用基地局等	550,000	270,000
第2条第1項第12号	アマチュア無線局	450,000	270,000
第2条第1項第13号	小電力セキュリティ	390,000	210,000
第2条第1項第14号	携帯移動衛星データ通信用地球局（静止/オムニトラックス）	390,000	210,000
第2条第1項第14号の2	携帯移動衛星データ通信用地球局（非静止/オーブコム）	390,000	210,000
第2条第1項第15号	加入者系多方向用基地局等	750,000	270,000
第2条第1項第15号の2	加入者系多方向用移動局	740,000	210,000
第2条第1項第15号の3	加入者系対向用移動局	750,000	270,000
第2条第1項第16号	テレメータ用等の固定局	450,000	270,000
第2条第1項第17号	非常警報用固定局	450,000	270,000
第2条第1項第18号	22GHz帯固定局	750,000	270,000
第2条第1項第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム	390,000	210,000
第2条第1項第19号の2	2.4GHz帯 小電力データ通信システム	390,000	210,000
第2条第1項第19号の2の2	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム（模型飛行機無線操縦用）	390,000	210,000
第2条第1項第19号の2の3	2.4GHz帯小電力データ通信システム（模型飛行機無線操縦用）	390,000	210,000
第2条第1項第19号の3	5.2, 5.3GHz帯小電力データ通信システム	390,000	210,000
第2条第1項第19号の3の2	5.6GHz帯小電力データ通信システム	390,000	210,000
第2条第1項第19号の3の3	5GHz帯小電力データ通信システム	390,000	210,000
第2条第1項第19号の4	準ミリ波帯 小電力データ通信システム	740,000	210,000
第2条第1項第19号の5	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局	450,000	270,000
第2条第1項第19号の6	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局(0.2マイクロワット以下)	450,000	270,000

第2条第1項第19号の7	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局		550,000	270,000
第2条第1項第19号の8	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局（0.2マイクロワット以下）		550,000	270,000
第2条第1項第19号の9	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局		390,000	210,000
第2条第1項第19号の10	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局（0.2マイクロワット以下）		390,000	210,000
第2条第1項第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局（空中線電力0.01ワット以下）		390,000	210,000
第2条第1項第20号の２	800MHz帯デジタルMCA陸上移動局		390,000	210,000
	800MHz帯デジタルMCA指令局		550,000	270,000
第2条第1項第21号	デジタルコードレス電話（狭帯域TDMA）	（親機）	690,000	210,000
		（子機）	690,000	210,000
第2条第1項第21号の2	デジタルコードレス電話（広帯域TDMA）		390,000	210,000
第2条第1項第21号の3	デジタルコードレス電話(TDMA/OFDMA)		390,000	210,000
第2条第1項第22号	PHS陸上移動局		690,000	210,000
第2条第1項第23号	PHS基地局		550,000	270,000
第2条第1項第23号の2	PHS中継局		550,000	270,000
第2条第1項第23号の3	PHS試験局等		550,000	270,000
第2条第1項第24号	38GHz帯固定局		750,000	270,000
第2条第1項第25号	RZSSB		450,000	270,000
第2条第1項第25号の2	周波数自動選択RZSSB		450,000	270,000
第2条第1項第25号の3	周波数追従RZSSB		450,000	270,000
第2条第1項第25号の4	狭帯域デジタル		450,000	270,000
第2条第1項第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル		450,000	270,000
第2条第1項第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル		450,000	270,000
第2条第1項第26号	車両感知用無線標定陸上局		450,000	270,000
第2条第1項第27号	道路交通情報ビーコン		550,000	270,000
第2条第1項第28号	携帯移動衛星用地球局（静止/N-STAR）		390,000	210,000
第2条第1項第28号の2	携帯移動衛星用地球局（非静止/イリジウム）		390,000	210,000
第2条第1項第28号の2の2	スラヤ衛星携帯移動地球局		390,000	210,000
第2条第1項第28号の3	設備規則第48項第1項のレーダー(第3種レーダー)		450,000	270,000
第2条第1項第29号	設備規則第48項第3項のレーダー(第4種レーダー)		450,000	270,000
第2条第1項第30号	インマルサット携帯移動地球局		390,000	210,000
第2条第1項第30号の2	ESV携帯移動地球局(船上地球局)		450,000	270,000
第2条第1項第30号の3	ヘリサット携帯移動地球局		450,000	270,000
第2条第1項第31号	ルーラル加入者無線		390,000	210,000
第2条第1項第31号の2	60GHz帯高速無線回線用基地局		750,000	270,000
第2条第1項第31号の3	60GHz帯高速無線回線用多方向陸上移動局		740,000	210,000
第2条第1項第31号の4	60GHz帯高速無線回線用対向陸上移動局		750,000	270,000
第2条第1項第31号の5	80GHz帯高速無線回線用陸上移動局		750,000	270,000
第2条第1項第32号	狭域通信システム用移動局		450,000	210,000
第2条第1項第33号	狭域通信システム用基地局		550,000	270,000
第2条第1項第33号の2	狭域通信システム用試験局		450,000	210,000
第2条第1項第38号	市町村デジタル防災無線通信用固定局		450,000	270,000
第2条第1項第39号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第49条の15の第1項)		390,000	210,000
第2条第1項第40号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第49条の15の第1項及び第2項)		550,000	270,000
第2条第1項第41号	18GHz帯基地局用等		850,000	270,000
第2条第1項第42号	18GHz帯陸上移動局		850,000	270,000
第2条第1項第43号	18GHz帯基地局・陸上移動中継局		850,000	270,000
第2条第1項第44号	18GHz帯電気通信業務用固定局		850,000	270,000
第2条第1項第45号	18GHz帯公共業務固定局		850,000	270,000
第2条第1項第46号	航空移動衛星通信システム		390,000	210,000
第2条第1項第47号	超広帯域通信システム		490,000	210,000

第2条第1項第47号の2	UWBレーダーシステム	740,000	210,000
第2条第1項第48号	1500MHz帯電気通信業務用固定局	550,000	270,000
第2条第1項第49号	WiMAX用基地局等	550,000	270,000
第2条第1項第51号	WiMAX用陸上移動局	390,000	210,000
第2条第1項第52号の2	WiMAX用フェムトセル基地局	550,000	270,000
第2条第1項第52号の3	WiMAX用屋内小型基地局	550,000	270,000
第2条第1項第53号	次世代PHS用基地局等	550,000	270,000
第2条第1項第54号	次世代PHS用陸上移動局	390,000	210,000
第2条第1項第54号の2	次世代PHS用フェムトセル基地局	550,000	270,000
第2条第1項第54号の3	次世代PHS用屋内小型基地局	550,000	270,000
第2条第1項第57号	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィラー	550,000	270,000
第2条第1項第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィラー（CATV網等接続型）	550,000	270,000
第2条第1項第57号の3	エリア放送用地上一般放送局	550,000	270,000
第2条第1項第58号	簡易型船舶自動識別装置	550,000	270,000
第2条第1項第59号	国際ＶＨＦ（固定型）	450,000	270,000
第2条第1項第60号	国際ＶＨＦ（携帯型）	450,000	270,000
第2条第1項第61号	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局	550,000	270,000
第2条第1項第62号	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局	390,000	210,000
第2条第1項第63号	700MHz帯高度道路交通システムの基地局（平成25年4月1日より受付）	550,000	270,000
第2条第1項第64号	700MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局（平成25年4月1日より受付）	390,000	210,000
第2条第1項第65号	23GHz帯無線通信陸上移動局	850,000	270,000
第2条第1項第66号	23GHz帯無線通信固定局	850,000	270,000

注１．「1GHz～10GHz」は移動体識別／ﾃﾚﾒｰﾀ用／ﾃﾚｺﾝﾄﾛｰﾙ用／ﾃﾞｰﾀ伝送用、「10GHz」以上は移動体検知ｾﾝｻｰ／ ﾐﾘ波画像伝送用及びﾐﾘ波ﾃﾞｰﾀ伝送／ﾐﾘ波ﾚｰﾀﾞ、その他は1GHz以下の無線設備とする。

注２．付属装置等の変更は、本業務規程別表第１６号2の規定による申込みの場合で追加費用が発生します。

注３．アンテナー体型試験方法による場合は、表に定めている手数料の額に追加費用が発生します。

注４．環境試験を行う場合は、表に定めている手数料の額に１件あたり追加費用が発生します。

注５．複合無線設備（一つの筐体で種別が異なる複数の無線設備から構成される無線設備。）に係わる申込みの場合は、複合無線設備を構成する無線設備の手数料のうち最も高額な額に、その他の無線設備毎の手数料の額の１／２を加算した額とする。

注６．証明規則別表１号に定める受信装置の試験項目のうち、副次発射以外の諸特性を測定する場合には、追加費用が発生します。

注７．周波数の許容偏差の測定に際して、環境条件のうち、温度要件のみを実施した場合は、5万円を、湿度要件のみを実施した場合は5万円を、温湿度要件を実施した場合は5万円を、また振動要件を実施した場合は5万円を加算します。

注８．比吸収率の試験を行う場合には、表に定める手数料の額に30万円加算します。
なお送受信機の数が２台目の時は、さらに17万円を加算します。

2.4 製造場所等の変更、型式名称変更及び製造者名変更の認証

（単位：円）

種別	略称		証明手数料	
			製造場所等の変更	型式名称等の変更
第2条第1項第１号の4	MCA陸上移動局		50,000	50,000
	MCA指令局			
第2条第1項第1号の9	SSB			
第2条第1項第1号の10	デジタル			
第2条第1項第1号の11	F3E等			
第2条第1項第1号の12	特定ラジオマイク			
第2条第1項第1号の12の2	デジタル特定ラジオマイク			
第2条第1項第1号の13	海上用DSB			
第2条第1項第1号の14	SSB			
第2条第1項第1号の15	F3E等			
第2条第1項第2号	無線標定			
第2条第1項第2号の2	ラジオ・ブイ			
第2条第1項第3号	市民ラジオ			
第2条第1項第3号の2	気象援助局			
第2条第1項第4号	パーソナル			
第2条第1項第4号の2	簡易無線			
第2条第1項第4号の4	無線操縦用簡易無線			
第2条第1項第4号の5	デジタル簡易無線			
第2条第1項第4号の6	デジタル簡易無線(キャリアセンス付)			
第2条第1項第4号の7	920MHz帯簡易無線局			
第2条第1項第5号	50GHz帯CR			
第2条第1項第6号	構内無線			
第2条第1項第6号の2	920MHz帯構内無線(キャリアセンス付)			
第2条第1項第6号の3	2450MHz帯構内無線(周波数ホッピング方式)			
第2条第1項第7号	コードレス電話	（親機）		
		（子機）		
第2条第1項第8号	特定小電力機器	1GHz以下		
		1GHz～10GHz		
		10GHz以上		
第2条第1項第9号	Ku帯VSAT地球局			
第2条第1項第9号の2	Ka帯VSAT地球局			
第2条第1項第10号	携帯無線通信の中継を行なう無線局			
第2条第1項第11号の3	W-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局			
第2条第1項第11号の4	CDMA2000方式携帯無線通信用陸上移動局			
第2条第1項第11号の5	W-CDMA方式携帯無線通信用基地局等			
第2条第1項第11号の6	CDMA2000方式携帯無線通信用基地局等			
第2条第1項第11号の6の2	W-CDMA方式携帯無線通信用フェムトセル基地局			
第2条第1項第11号の6の3	CDMA2000方式携帯無線通信用フェムトセル基地局			
第2条第1項第11号の6の4	W-CDMA方式携帯無線通信用屋内小型基地局			
第2条第1項第11号の6の5	CDMA2000方式携帯無線通信用屋内小型基地局			
第2条第1項第11号の7	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用陸上移動局			
第2条第1項第11号の8	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用 陸上移動局			
第2条第1項第11号の8の2	CDMA2000(EV-DOマルチキャリア) 方式携帯無線通信用 陸上移動局			
第2条第1項第11号の9	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用基地局等			

第2条第1項第11号の10	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用 基地局等
第2条第1項第11号の10の2	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用フェムトセル基地局
第2条第1項第11号の10の3	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用 フェムトセル基地局
第2条第1項第11号の10の4	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用屋内小型基地局
第2条第1項第11号の10の5	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用屋内小型基地局
第2条第1項第11号の11	TD-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局
第2条第1項第11号の12	TD-SCDMA方式携帯無線通信用陸上移動局
第2条第1項第11号の13	TD-CDMA方式携帯無線通信用基地局等
第2条第1項第11号の14	TD-SCDMA方式携帯無線通信用基地局等
第2条第1項第11号の15	XGP(2GHzTDD)用陸上移動局
第2条第1項第11号の16	XGP(2GHzTDD)用基地局等
第2条第1項第11号の17	MBTDD625k-MC(2GHzTDD)用陸上移動局
第2条第1項第11号の18	MBTDD625k-MC(2GHzTDD)用基地局等
第2条第1項第11号の19	LTE用陸上移動局
第2条第1項第11号の20	LTE用基地局等
第2条第1項第11号の20の2	LTE用フェムトセル基地局
第2条第1項第11号の20の3	LTE用屋内小型基地局
第2条第1項第11号の21	LTE(2GHzTDD)用陸上移動局
第2条第1項第11号の22	LTE(2GHzTDD)用基地局等
第2条第1項第11号の23	UMB用陸上移動局
第2条第1項第11号の24	UMB用基地局等
第2条第1項第11号の25	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用陸上移動局
第2条第1項第11号の26	UMB(2GHzTDD)用陸上移動局
第2条第1項第11号の27	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用基地局等
第2条第1項第11号の28	UMB(2GHzTDD)用基地局等
第2条第1項第12号	アマチュア無線局
第2条第1項第13号	小電力セキュリティ
第2条第1項第14号	携帯移動衛星データ通信用地球局（静止/オムニトラックス）
第2条第1項第14号の2	携帯移動衛星データ通信用地球局（非静止/オーブコム）
第2条第1項第15号	加入者系多方向用基地局等
第2条第1項第15号の2	加入者系多方向用移動局
第2条第1項第15号の3	加入者系対向用移動局
第2条第1項第16号	テレメータ用等の固定局
第2条第1項第17号	非常警報用固定局
第2条第1項第18号	22GHz帯固定局
第2条第1項第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム
第2条第1項第19号の2	2.4GHz帯 小電力データ通信システム
第2条第1項第19号の2の2	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム（模型飛行機無線操縦用）
第2条第1項第19号の2の3	2.4GHz帯小電力データ通信システム（模型飛行機無線操縦用）
第2条第1項第19号の3	5.2, 5.3GHz帯小電力データ通信システム
第2条第1項第19号の3の2	5.6GHz帯小電力データ通信システム
第2条第1項第19号の3の3	5GHz帯小電力データ通信システム

第2条第1項第19号の4	準ミリ波帯 小電力データ通信システム	
第2条第1項第19号の5	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局	
第2条第1項第19号の6	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局(0.2マイクロワット以下)	
第2条第1項第19号の7	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局	
第2条第1項第19号の8	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局(0.2マイクロワット以下)	
第2条第1項第19号の9	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局	
第2条第1項第19号の10	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局（0.2マイクロワット以下）	
第2条第1項第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局(空中線電力0.01ワット以下)	
第2条第1項第20号の2	800MHz帯デジタルMCA陸上移動局	
	800MHz帯デジタルMCA指令局	
第2条第1項第21号	デジタルコードレス電話（狭帯域TDMA）	（親機）
		（子機）
第2条第1項第21号の2	デジタルコードレス電話（広帯域TDMA）	
第2条第1項第21号の3	デジタルコードレス電話(TDMA/OFDMA)	
第2条第1項第22号	PHS陸上移動局	
第2条第1項第23号	PHS基地局	
第2条第1項第23号の2	PHS中継局	
第2条第1項第23号の3	PHS試験局等	
第2条第1項第24号	38GHz帯固定局	
第2条第1項第25号	RZSSB	
第2条第1項第25号の2	周波数自動選択RZSSB	
第2条第1項第25号の3	周波数追従RZSSB	
第2条第1項第25号の4	狭帯域デジタル	
第2条第1項第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル	
第2条第1項第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル	
第2条第1項第26号	車両感知用無線標定陸上局	
第2条第1項第27号	道路交通情報ビーコン	
第2条第1項第28号	携帯移動衛星用地球局（静止/N-STAR）	
第2条第1項第28号の2	携帯移動衛星用地球局（非静止/イリジウム）	
第2条第1項第28号の2の2	スラヤ衛星携帯移動地球局	
第2条第1項第28号の3	設備規則第48項第1項のレーダー(第3種レーダー)	
第2条第1項第29号	設備規則第48項第3項のレーダー(第4種レーダー)	
第2条第1項第30号	インマルサット携帯移動地球局	
第2条第1項第30号の2	ESV携帯移動地球局(船上地球局)	
第2条第1項第30号の3	ヘリサット携帯移動地球局	
第2条第1項第31号	ルーラル加入者無線	
第2条第1項第31号の2	60GHz帯高速無線回線用基地局	
第2条第1項第31号の3	60GHz帯高速無線回線用多方向陸上移動局	
第2条第1項第31号の4	60GHz帯高速無線回線用対向陸上移動局	
第2条第1項第31号の5	80GHz帯高速無線回線用陸上移動局	
第2条第1項第32号	狭域通信システム用移動局	
第2条第1項第33号	狭域通信システム用基地局	
第2条第1項第33号の2	狭域通信システム用試験局	

第2条第1項第38号	市町村デジタル防災無線通信用固定局		
第2条第1項第39号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第49条の15の第1項)		
第2条第1項第40号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第49条の15の第1項及び第2項)		
第2条第1項第41号	18GHz帯基地局用等		
第2条第1項第42号	18GHz帯陸上移動局		
第2条第1項第43号	18GHz帯基地局・陸上移動中継局		
第2条第1項第44号	18GHz帯電気通信業務用固定局		
第2条第1項第45号	18GHz帯公共業務固定局		
第2条第1項第46号	航空移動衛星通信システム		
第2条第1項第47号	超広帯域通信システム		
第2条第1項第47号の2	UWBレーダーシステム		
第2条第1項第48号	1500MHz帯電気通信業務用固定局		
第2条第1項第49号	WiMAX用基地局等		
第2条第1項第51号	WiMAX用陸上移動局		
第2条第1項第52号の2	WiMAX用フェムトセル基地局		
第2条第1項第52号の3	WiMAX用屋内小型基地局		
第2条第1項第53号	次世代PHS用基地局等		
第2条第1項第54号	次世代PHS用陸上移動局		
第2条第1項第54号の2	次世代PHS用フェムトセル基地局		
第2条第1項第54号の3	次世代PHS用屋内小型基地局		
第2条第1項第57号	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィラー		
第2条第1項第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィラー（CATV網等接続型）		
第2条第1項第57号の3	エリア放送用地上一般放送局		
第2条第1項第58号	簡易型船舶自動識別装置		
第2条第1項第59号	国際ＶＨＦ(固定型)		
第2条第1項第60号	国際ＶＨＦ(携帯型)		
第2条第1項第61号	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局		
第2条第1項第62号	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局		
第2条第1項第63号	700MHz帯高度道路交通システムの基地局 (平成25年4月1日より受付)		
第2条第1項第64号	700MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局 (平成25年4月1日より受付)		
第2条第1項第65号	23GHz帯無線通信陸上移動局		
第2条第1項第66号	23GHz帯無線通信固定局		

注1.「1GHz～10GHz」は移動体識別／ﾃﾚﾒｰﾀ用／ﾃﾚｺﾝﾄﾛｰﾙ用／ﾃﾞｰﾀ伝送用、「10GHz」以上は 移動体検知ｾﾝｻｰ／ﾐﾘ波画像伝送用及びﾐﾘ波ﾃﾞｰﾀ伝送／ﾐﾘ波ﾚｰﾀﾞ、その他は1GHz以下の無線設備とする。

注2. 製造工場がISO9000x認定を受けていない場合は、表に定めている手数料の額から2万円を増額する。

注3. 複合無線設備(一つの筐体で種別が異なる複数の無線設備から構成される無線設備。)に係わる申込みの場合は、複合無線設備を構成する無線設備の手数料のうち最も高額な額に、その他の無線設備毎の手数料の額の1／2を加算した額とする。

注4. 上記手数料は変更件数1件に対する価格である。

2. 特定無線設備の証明規則様式第7号で定める記号等

種別	無線設備の種別	記号					
		証明規則様式第7号の記号	設備の方式、周波数帯、用途等		指定する記号・番号		
					整理記号	横浜ラボ	番号
第2条第1項第1号の4	MCA陸上移動局	M	設備規則第49条の7本文に規定する無線設備（834～915MHｚ帯の電波を使用するもの）	陸上移動局	A	A	技術基準適合証明：0000001～9999999 認証：0001～9999
				指令局	C		
			設備規則第49条の7本文に規定する無線設備（1465～1477MHｚ帯の電波を使用するもの）	陸上移動局	B		
				指令局	D		
		N	設備規則第49条の7但し書きに規定する無線設備（834～915MHｚ帯の電波を使用するもの）	陸上移動局	A	A	
				指令局	C		
			設備規則第49条の7但し書きに規定する無線設備（1465～1477MHｚ帯の電波を使用するもの）	陸上移動局	B		
				指令局	D		
第2条第1項第1号の9	SSB	S			A	A	
第2条第1項第1号の10	デジタル	D			A	A	
第2条第1項第1号の11	F3E等	F	400MHz帯の周波数を使用するもの		A	A	
			150MHz帯の周波数を使用するもの		B		
			60MHz帯の周波数を使用するもの		C		
			その他の周波数を使用するもの		D		
第2条第1項第1号の12	特定ラジオマイク	B			A	A	
			イァー・モニター用		B		
第2条第1項第1号の12の2	デジタル特定ラジオマイク	CU			A	A	
			イァー・モニター用		B	A	
第2条第1項第1号の13	海上用DSB	OY			A	A	
第2条第1項第1号の14	SSB	PY			A	A	
第2条第1項第1号の15	F3E等	QY	400MHz帯の周波数を使用するもの		A	A	
			150MHz帯の周波数を使用するもの		B		
			60MHz帯の周波数を使用するもの		C		
			その他の周波数を使用するもの		D		
第2条第1項第2号	無線標定	Q			A	A	
第2条第1項第2号の2	ラジオ・ブイ	RY			A	A	
第2条第1項第3号	市民ラジオ	O			A	A	
第2条第1項第3号の2	気象援助局	SY			A	A	
第2条第1項第4号	パーソナル	R又はU			A	A	
第2条第1項第4号の2	簡易無線	TY	400MHz帯の周波数を使用するもの		A	A	
			150MHz帯の周波数を使用するもの		B		
第2条第1項第4号の4	無線操縦用簡易無線	UY			A	A	
第2条第1項第4号の5	デジタル簡易無線	SV			A	A	
第2条第1項第4号の6	デジタル簡易無線(キャリアセンス付)	TV			A	A	
第2条第1項第4号の7	920MHz帯簡易無線局	ZT			A	A	
第2条第1項第5号	50GHz帯CR	C			A	A	

第2条第1項第6号	構内無線	AS	1,200ＭＨz帯の周波数を使用するテレメータ用、テレコントロール用、データ用伝送用等			B	A
			2450MHz帯構内無線移動識別体用			D	A
			高出力型920MHz帯パッシブタグ キャリアセンス無			I	A
第2条第1項第6号の2	920MHz帯構内無線(キャリアセンス付)	BS				A	A
第2条第1項第6号の3	2450MHz帯構内無線(周波数ホッピング方式)	CS	2450MHz帯構内無線(周波数ホッピング方式)			A	A
第2条第1項第7号	コードレス電話	L				B	A
第2条第1項第8号	特定小電力機器	Y	ﾃﾚﾒｰﾀ用、ﾃﾚｺﾝﾄﾛｰﾙ用、ﾃﾞｰﾀ伝送	315MHz		U	A
				400MHz	電気通信回線に接続無し	V	A
					電気通信回線に接続有り	W	A
				920MHz	電気通信回線に接続無し	YB	A
					電気通信回線に接続有り	YC	A
				1200MHz	電気通信回線に接続無し	B	A
					電気通信回線に接続有り	X	A
			医療用テレメータ			H	A
			体内植込型医療用データ伝送及び体内梅込型医療用遠隔計測			S	A
			国際輸送用データ伝送設備、国際輸送用データ制御設備			I	A
			無線呼出			C	A
			ラジオマイク	300MHz　C型		D	A
				800MHz　B型		E	A
				70MHz　D型		F	A
			補聴援助用ラジオマイク	75MHz帯		L	A
				169MHz帯		YA	A
			無線電話			G	A
			音声アシスト用無線電話			P	A
			移動体識別 2400MHz			J	A
			移動体識別 920MHz			T	A
			ミリ波レーダ			K	A
			ミリ波画像伝送及びミリ波データ伝送	電気通信回線に接続無し		M	A
				電気通信回線に接続有り		N	A
			作業連絡用無線電話			O	A
			移動体検知センサー	10GHz		Q	A
				24GHz		R	A
			動物検知通用システム	電気通信回線に接続無し		YD	A
				電気通信回線に接続有り		YE	A

第2条第1項第9号	Ku帯VSAT地球局	V		A	A
第2条第1項第9号の2	Ka帯VSAT地球局	SW		A	A
第2条第1項第10号	携帯無線通信の中継を行なう無線局	VT		A	A
第2条第1項第11号の3	W-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局	XY		A	A
第2条第1項第11号の4	CDMA2000方式携帯無線通信用陸上移動局	ZY		A	A
第2条第1項第11号の5	W-CDMA方式携帯無線 通信用基地局等	AX		A	A
			陸上移動局の中継	B	A
第2条第1項第11号の6	CDMA2000方式携帯無線通信用基地局等	BX		A	A
			陸上移動局の中継	B	A
第2条第1項第11号の6の2	W-CDMA方式携帯無線 通信用フェムトセル基地局	XV		A	A
第2条第1項第11号の6の3	CDMA2000方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	ZV		A	A
第2条第1項第11号の6の4	W-CDMA方式携帯無線通信用屋内小型基地局	ET		A	A
第2条第1項第11号の6の5	CDMA2000方式携帯無線通信用屋内小型基地局	FT		A	A
第2条第1項第11号の7	W-CDMA(HSDPA)方式 携帯無線通信用 陸上移動局	MW		A	A
第2条第1項第11号の8	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用陸上移動局	NX		A	A
第2条第1項第11号の8の2	CDMA2000(EV-DO マルチキャリア)方式携帯無線通信用陸上移動局	XU		A	A
第2条第1項第11号の9	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用基地局等	NW		A	A
			陸上移動局の中継	B	A
第2条第1項第11号の10	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線 通信用基地局等	PX		A	A
			陸上移動局の中継	B	A
第2条第1項第11号の10の2	W-CDMA(HSDPA)方式 携帯 無線通信用 フェムトセル基地局	AU		A	A
第2条第1項第11号の10の3	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用 フェムトセル基地局	BU		A	A

第2条第1項第11号の10の4	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用屋内小型基地局	GT		A	A
第2条第1項第11号の10の5	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用屋内小型基地局	HT		A	A
第2条第1項第11号の11	TD-CDMA方式携帯 無線通信用陸上移動局	OW		A	A
第2条第1項第11号の12	TD-SCDMA方式携帯 無線通信用陸上移動局	PW		A	A
第2条第1項第11号の13	TD-CDMA方式携帯無線通信用 基地局等	QW		A	A
			陸上移動局の中継	B	A
第2条第1項第11号の14	TD-SCDMA方式携帯無線通信用基地局等	RW		A	A
第2条第1項第11号の15	XGP(2GHzTDD)用陸上移動局	DU		A	A
第2条第1項第11号の16	XGP(2GHzTDD)用基地局等	EU		A	A
第2条第1項第11号の17	MBTDD625k-MC(2GHz TDD) 用陸上移動局	FU		A	A
第2条第1項第11号の18	MBTDD625k-MC(2GHz TDD)用基地局等	GU		A	A
第2条第1項第11号の19	LTE用陸上移動局	HU		A	A
第2条第1項第11号の20	LTE用基地局等	IU		A	A
			陸上移動局の中継	B	A
第2条第1項第11号の20の2	LTE用フェムトセル基地局	IT		A	A
第2条第1項第11号の20の3	LTE用携帯無線通信基地局	JT		A	A
第2条第1項第11号の21	LTE(2GHzTDD)用陸上移動局	JU		A	A
第2条第1項第11号の22	LTE(2GHzTDD)用基地局等	KU		A	A
第2条第1項第11号の23	UMB用陸上移動局	LU		A	A
第2条第1項第11号の24	UMB用基地局等	MU		A	A
第2条第1項第11号の25	モバイル WiMAX(2GHzTDD)用陸上移動局	NU		A	A
第2条第1項第11号の26	UMB(2GHzTDD)用陸上移動局	OU		A	A
第2条第1項第11号の27	モバイル WiMAX(2GHzTDD)用基地局等	PU		A	A
第2条第1項第11号の28	UMB(2GHzTDD)用基地局等	QU		A	A
第2条第1項第12号	アマチュア無線局	K		A	A
第2条第1項第13号	小電力セキュリティ	AZ	電気通信回線に接続無し	A	A
			電気通信回線に接続有り	B	A
第2条第1項第14号	携帯移動衛星データ通信用地球局（静止/オムニトラック）	BZ		A	A
第2条第1項第14号の2	携帯移動衛星データ通信用地球局（非静止/オーブコム）	AY		A	A
第2条第1項第15号	加入者系多方向用基地局等	KY		A	A
第2条第1項第15号の2	加入者系多方向用移動局	LY		A	A
第2条第1項第15号の3	加入者系対向用移動局	MY		A	A
第2条第1項第16号	テレメータ用等の固定局	DZ		A	A
第2条第1項第17号	非常警報用固定局	EZ		A	A
第2条第1項第18号	22GHz帯固定局	FZ		A	A
第2条第1項第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム	WW	電気通信回線に接続無し	C	A
			電気通信回線に接続有り	D	A
第2条第1項第19号の2	2.4GHz帯小電力データ通信システム	GZ	電気通信回線に接続無し	C	A
			電気通信回線に接続有り	D	A
第2条第1項第19号の2の2	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム（模型飛行機無線操縦用）	UV	電気通信回線に接続無し	A	A
			電気通信回線に接続有り	B	A

第2条第1項第19号の2の3	2.4GHz帯小電力データ通信システム（模型飛行機無線操縦用）	VV	電気通信回線に接続無し	A	A
			電気通信回線に接続有り	B	A
第2条第1項第19号の3	5.2GHz，5.3GHz帯小電力データ通信システム	XW	電気通信回線に接続無し	A	A
			電気通信回線に接続有り	B	A
第2条第1項第19号の3の2	5.6GHz帯小電力データ通信システム	YW	電気通信回線に接続無し	A	A
			電気通信回線に接続有り	B	A
第2条第1項第19号の3の3	5GHz帯小電力データ通信システム	HS	電気通信回線に接続無し	A	A
			電気通信回線に接続有り	B	A
第2条第1項第19号の4	準ミリ波小電力データ通信システム	HX	電気通信回線に接続無し	A	A
			電気通信回線に接続有り	B	A
第2条第1項第19号の5	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局	ZW		A	A
第2条第1項第19号の6	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局(0.2マイクロワット以下)	AV		A	A
第2条第1項第19号の7	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局	BV		A	A
第2条第1項第19号の8	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局(0.2マイクロワット以下)	CV		A	A
第2条第1項第19号の9	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局	DV		A	A
第2条第1項第19号の10	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局(0.2マイクロワット以下)	EV		A	A
第2条第1項第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局(空中線電力0.01ワット以下)	FV		A	A
第2条第1項第20号の2	800MHｚ帯デジタルMCA	VX	陸上移動局	A	A
			指令局		A
第2条第1項第21号	デジタルコードレス電話（狭帯域TDMA）	IZ		A	A
			親機／子機 兼用機	B	A
第2条第1項第21号の2	デジタルコードレス電話（広帯域TDMA）	AT		A	A
第2条第1項第21号の3	デジタルコードレス電話(TDMA/OFDMA)	BT		A	A
第2条第1項第22号	PHS陸上移動局	JX		A	A
第2条第1項第23号	PHS基地局	KX		A	A
第2条第1項第23号の2	PHS中継局	LX	電気通信回線に接続無し	A	A
			電気通信回線に接続有り	B	A
第2条第1項第23号の3	PHS試験局等	MX		A	A
第2条第1項第24号	38GHz帯固定局	LZ		A	A
第2条第1項第25号	RZSSB	RN		A	A
第2条第1項第25号の2	周波数自動選択RZSSB	RO		A	A
第2条第1項第25号の3	周波数追従RZSSB	RP		A	A
第2条第1項第25号の4	狭帯域デジタル	QV		A	A
第2条第1項第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル	DO		A	A
第2条第1項第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル	DP		A	A

第2条第1項第26号	車両感知用無線標定陸上局	NZ		A	A
第2条第1項第27号	道路交通情報ビーコン	PZ		A	A
第2条第1項第28号	携帯移動衛星用地球局（静止/N-STAR）	TZ		A	A
第2条第1項第28号の2	携帯移動衛星用地球局（非静止/イリジウム）	BY		A	A
第2条第1項第28号の2の2	スラヤ衛星携帯移動地球局	GS		A	A
第2条第1項第28号の3	設備規則第48項第1項のレーダー(第3種レーダー)	VY		A	A
第2条第1項第29号	設備規則第48項第3項のレーダー(第4種レーダー)	UZ		A	A
第2条第1項第30号	インマルサット携帯移動地球局	VZ		A	A
第2条第1項第30号の2	ESV携帯移動地球局(船上地球局)	LW		A	A
第2条第1項第30号の3	ヘリサット携帯移動地球局	OT		A	A
第2条第1項第31号	ルーラル加入者無線	WZ		A	A
第2条第1項第31号の2	60GHz帯高速無線回線用基地局	CX		A	A
第2条第1項第31号の3	60GHz帯高速無線回線用多方向陸上移動局	DX		A	A
第2条第1項第31号の4	60GHz帯高速無線回線用対向陸上移動局	EX		A	A
第2条第1項第31号の5	80GHz帯高速無線回線用陸上移動局	UT		A	A
第2条第1項第32号	狭域通信システム用移動局	CY	IBETC	A	A
				B	
第2条第1項第33号	狭域通信システム用基地局	DY	IBETC	A	A
				B	
第2条第1項第33号の2	狭域通信システム用試験局	FX		A	A
第2条第1項第38号	市町村デジタル防災無線通信用固定局	GX		A	A
第2条第1項第39号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第49条の15の第1項)	AW		A	A
第2条第1項第40号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第49条の15の第1項及び第2項)	BW		A	A
第2条第1項第41号	18GHz帯基地局用等	CW		A	A
第2条第1項第42号	18GHz帯陸上移動局	DW		A	A
第2条第1項第43号	18GHz帯基地局・陸上移動中継局	EW		A	A
第2条第1項第44号	18GHz帯電気通信業務用固定局	FW		A	A
第2条第1項第45号	18GHz帯公共業務固定局	GW		A	A
第2条第1項第46号	航空移動衛星通信システム	HW		A	A

第2条第1項第47号	超広帯域通信システム	UW	干渉防止機能無	A	A	
			干渉防止機能有	B	A	
第2条第1項第47号の2	UWBレーダーシステム	VU	干渉防止機能無	A	A	
			干渉防止機能有	B	A	
第2条第1項第48号	1500MHz帯電気通信業務用固定局	VW		A	A	
第2条第1項第49号	WiMAX用基地局等	GV	電気通信回線に接続無し	A	A	
			電気通信回線に接続有り	B	A	
第2条第1項第51号	WiMAX用陸上移動局	IV		A	A	
第2条第1項第52号の2	MBTDD-W用フェムトセル基地局	KT		A	A	
第2条第1項第52号の3	MBTDD-W用広帯域移動無線アクセス基地局	LT		A	A	
第2条第1項第53号	次世代PHS用基地局等	KV	電気通信回線に接続無し	A	A	
			電気通信回線に接続有り	B	A	
第2条第1項第54号	次世代PHS用陸上移動局	LV		A	A	
第2条第1項第54号の2	次世代PHS用フェムトセル基地局	MT		A	A	
第2条第1項第54号の3	次世代PHS用広帯域移動無線アクセス基地局	NT		A	A	
第2条第1項第57号	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィラー	OV		A	A	
第2条第1項第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィラー（CATV網等接続型）	UU		A	A	
第2条第1項第57号の3	エリア放送用地上一般放送局	DS		A	A	
第2条第1項第58号	簡易型船舶自動識別装置	RU		A	A	
第2条第1項第59号	国際ＶＨＦ(固定型)	SU		A	A	
第2条第1項第60号	国際ＶＨＦ(携帯型)	TU		A	A	
第2条第1項第61号	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局	ZU		A	A	
第2条第1項第62号	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局	CT		A	A	
第2条第1項第63号	700MHz帯高度道路交通システムの基地局（平成25年4月1日より受付）	WT		A	A	
第2条第1項第64号	700MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局（平成25年4月1日より受付）	XT		A	A	
第2条第1項第65号	23GHz帯無線通信陸上移動局	FS		A	A	
第2条第1項第66号	23GHz帯無線通信固定局	ES		A	A	

別表第 6 号

技術基準適合証明証書

特定無線設備の種別	
電波の型式、周波数及び空中線電力	
型式又は名称	
技適取扱業者名	
製造者名	
製造番号	
技術基準適合証明番号	
技術基準適合証明をした年月日	

上記のとおり、電波法第 38 条の 6 第1項の規定に基づく技術基準適合証明を行ったものであることを証する。

年　　月　　日

テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社　印

別表第 7 号

工 事 設 計 認 証 書

特定無線設備の種別	
電波の型式、 周波数 及び空中線電力	
型式又は名称	
認証取扱業者名	
製造者名	
工事設計認証番号	
認　証　を し た 年 月 日	

上記のとおり、電波法第 38 条の 24 の規定に基づく工事設計についての認証を行ったものであることを証する。

年　　月　　日

テュフ・ラインランド ・ジャパン株式会社　印

別表第 8 号

技術基準適合証明等の表示

1. 証明ラベルの様式

表示する事項は、次の様式の表示及び様式の表示に付加する記号並びに技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号とする。

表示

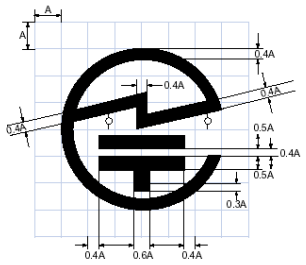

1) 表示の大きさは、直径 5 ミリメートル以上　（体積が１０００CC以下の無線設備にあっては、直径 3 ミリメートル以上）であること。マークの近傍には「技術基準適合証明設備」もしくは「工事設計認証設備」であることを示す R を付したマークを表示する。
2) 材料は、容易に損傷しないものであること。
3) 地色は、適宜とすること。ただし、表示を容易に識別することができるものであること。
4) 技術基準適合証明番号もしくは工事設計認証番号（以下「番号」という。）は、次のとおりとする。

① 番号の最初は総務大臣が別に定める登録証明機関の区別を表す数字とし、次の 1 又は 2 文字は無線設備の種別を示す。その他の文字は、当社の定めるものとする。

② 当社で定める文字の最初の 2 文字は 2 項に定める記号とし、それに続く番号は 4 桁とし、当社指定の記号別に工事設計ごとに異なる番号とする。

③ マークの近傍には「技術基準適合証明設備」もしくは「工事設計認証設備」であることを示す R を付したマークを表示する。

<u>表示に追加する記号並びに番号</u>

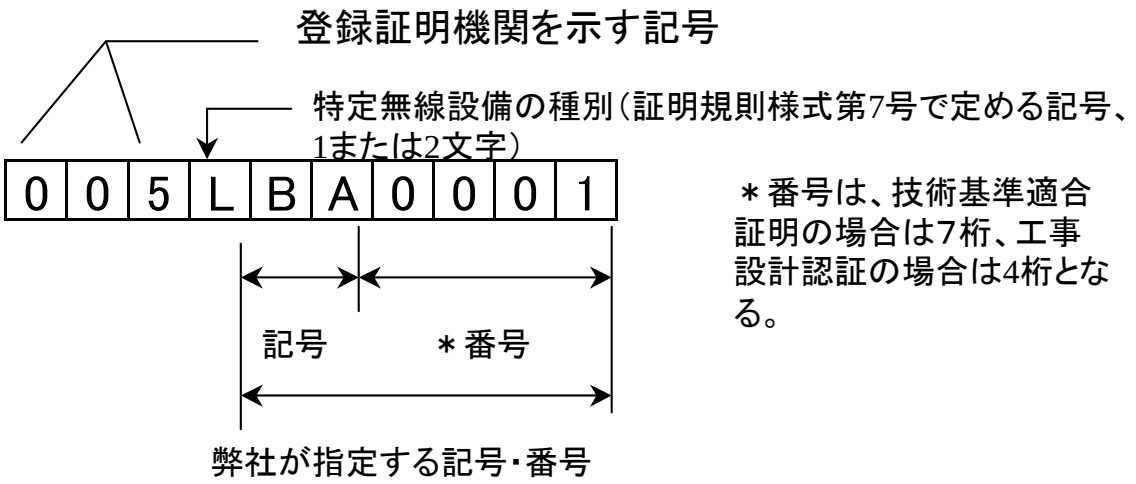

＊番号は、技術基準適合証明の場合は7桁、工事設計認証の場合は4桁となる。

注 1：技術基準適合証明に関する特定無線設備については旧制度を適用する。
注 2：電波法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 3 号に定める特定無線設備については、旧制度の工事設計認証番号及び新規／変更（同番を除く）認証の工事設計認証番号を適用する。
注 3：旧制度の有効期限及び新制度への適用開始時期は下記の通りである。
旧制度番号体系の有効期限:平成 25 年 3 月 31 日まで
新制度適用開始予定時期:平成 25 年 4 月以降

【特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正】
【特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則】の様式第7号が一部改正されたため、電波法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号又は第 2 号の事業区分については、工事設計認証番号の新制度の適用を 12 月 16 日より開始する。

新制度による表示に追加する記号並びに番号構成

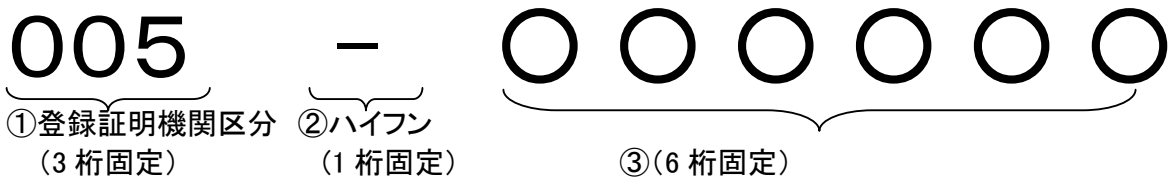

① 変更なし。
最初の 3 文字は総務大臣が別に定める登録証明機関の区別とする。
② 4 文字目はハイフン「-」となる。
③ 5 文字目から 10 文字目の 6 桁はアラビア数字となり 1－999999 の範囲となる。

追加点:
1)1 つの無線設備に 2 種類以上の無線種別を取得する場合、1 つの工事設計認証番号にまとめることができる。
2)軽微な変更や変更の工事を伴わない場合で適用要件を満たす場合、同一認証番号の発行ができる。
3)同一認証番号の適用要件詳細については総務省のガイドラインを参照する。

3. 交付証明ラベル

下記の様式の証明ラベルを交付する。

様式 1

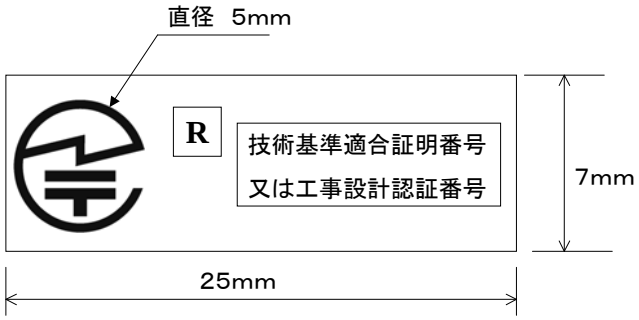

材質：ポリエステル
地色：銀色
文字色：黒色
粘着剤：アクリル系樹脂糊

様式 2

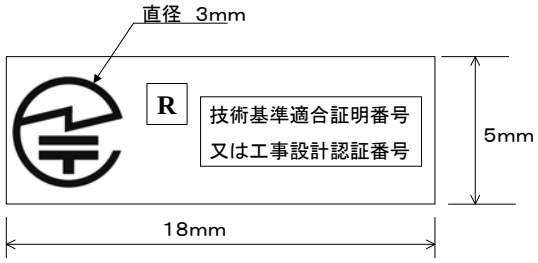

材質：ポリエステル
地色：銀色
文字色：黒色
粘着剤：アクリル系樹脂糊

注：表示ラベルの材質等は変更する場合があります

別表第 9 号

年　月　日

殿

テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社 印

技 術 基 準 適 合 証 明 拒 否 通 知 書

年　月　日付申込みに係わる下記 1 の特定無線設備は、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第 7 条の規定に基づき、下記 2 の理由により技術基準適合証明を行なうことを拒否しますので通知します。

なお、この結果に異議があるときは、電波法第 38 条の 14 第1項の規定に基づき、総務大臣に対し、登録証明機関が技術基準適合証明のための審査を行うこと又は改めて技術基準適合証明のための審査を行うことを命ずるべきとを申請することができます。

記

1.　特定無線設備の内容

(1) 特定無線設備の種別

(2) 電波の形式、周波数
及 び 空 中 線 電 力

(3) 型 式 又 は 名 称

(4) 製造 者 名

(5) 製　造　番　号

2.　拒否の理由

別表第 10 号

年　月　日

殿

テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社 印

認 証 拒 否 通 知 書

年　月　日付申込みに係わる下記 1 の特定無線設備は、証明規則第 18 条の規定に基づき、下記 2 の理由により認証を行なうことを拒否しますので通知します。

なお、この結果に異議があるときは、法第 38 条の 24 第 3 項において準用する同法第 38 条の 14 第 1 項の規定に基づき、総務大臣に対し、登録証明機関が工事設計認証のための審査を行うこと又は改めて工事設計認証のための審査を行うことを命ずるべきことを申請することができます。

記

1．　工事設計の内容

（1）　特定無線設備の種別

（2）　電波の形式、周波数及 び 空 中 線 電 力

（3）　型 式 又 は 名 称

（4）　製造者名

2．　拒否の理由

以上

別表第 11 号

技術基準適合証明証書再発行依頼書

年 月 日

テュフ・ラインランド・ジャパン 殿

依頼者　住所

会社名

氏名　　印

担当者名

電話番号

下記、特定無線設備の技術基準適合証明証書の再発行を依頼します。

記

特定無線設備の種別		
電波の型式、周波数及び空中線電力		
型式又は名称		
製造者名		
技術基準適合証明番号		
技術基準適合証明をした年月日		
再発行希望理由		
証書の送付先	住　　所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	
請求書の送付先	住　　所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	

別表第 12 号

工事設計認証書再発行依頼書

年　月　日

テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社殿

依頼者　住所

会社名

氏名　　印

担当者名

電話番号

下記、特定無線設備の工事設計の認証書の再発行を依頼します。

記

特定無線設備の種別		
電波の型式、周波数及び空中線電力		
型式又は名称		
製造者名		
工事設計認証番号		
認証をした年月日		
再発行希望理由		
証書の送付先	住　　所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	
請求書の送付先	住　　所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	

別表第 13 号

年　　月　　日

殿

テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社 印

工 事 設 計 認 証 通 知 書

平成　年　月 日付受付番号　　をもって受理した下記の特定無線設備については、申込みのとおり認証したので通知します。

無線設備の種別：
型 式 又 は 名 称：

尚、当該認証は次のとおり取扱い下さい。

1. 当該認証に係わる申込書に記載した事項（電波の型式、周波数及び空中線電力を除く。）に変更を生じたときは、遅滞なく、その旨を当社に報告して下さい。

2. 当該認証特定無線設備が技術基準を満たすことに関連して、供給者が知りえた苦情はすべて記録し、当社が要求した場合、当社が利用可能な状態にしておいて下さい。

3. 前述の苦情、及び技術基準への適合性に影響を与える、特定無線設備又はサービスの不備に関して、適切な処置をとるとともに、処置内容は文書化し当社が要求した場合、当社が利用可能な状態にしておいて下さい。

4. 当該認証に関わる市場調査を行なう場合があります。その際、必要に応じ試験用冶具等を提出頂きます。又総務省等よりメーカーへ出荷台数等の問い合わせが直接する場合があり、ご協力下さい。

5. 法人の名称、住所並びに代表者氏名に変更があった場合、変更点を当社へ提出ください。

6. 申込者は電波法 38 条の 25 の規定により、無線設備を工事設計に合致するようにしなければなりません。又、工事設計の認証に係る確認の方法に従い、検査を行い、証明規則 19 条の規定により、検査記録を作成し、検査の日から 10 年間保存してください。

以上

別表第 14 号

情 報 公 開 申 込 書

年　　月　　日

テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社 殿

住所
氏名　　印
連絡先
電話番号

次のとおり情報公開を申し込みます。

1. 情報公開を希望する特定無線設備
   (1) 申込者名 :
   (2) 技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号 :
   (3) 型式又は名称 :

2. 情報公開の方法
   閲覧　希望日時　　年 月 日
   : ～ :
   資料の写しの請求

3. 情報公開を希望する資料

□ 申込書／申請書	□ 確認方法書	□ 審査記録
□ 工事設計書	□ 操作・保守の方法	
□ 外観図	□ 試験結果通知等	
□ 部品配置図	□ 特性試験結果	

以　　上

【情報公開についての注意】
① 申込者の同意が得られていないものは情報公開されません。
② 閲覧は、テュフ・ラインランド・ジャパン(株)の所定の場所にて行います。
③ 情報公開される資料は、当該技術基準適合証明又は認証した年月日から 3 ヶ月を経過し 5 年を超えないものです。
④ 情報公開に要した費用は実費を請求します。

別表第 15 号

情 報 公 開 同 意 書

年　　月　　日

テュフ・ラインランド ・ジャパン株式会社 殿

住所
氏名　　印
連絡先
電話番号

技術基準適合証明又は認証に係わる情報公開は次のとおりとします。

1. 特定無線設備
   ⑴ 特定無線設備の種別 :
   ⑵ 技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号 :
   ⑶ 型式又は名称 :

2. 情報公開
   □ 全ての資料について情報公開は行いません。
   □ 3項の資料を情報公開します。

3. 情報公開を行う資料

□ 申込書	□ 確認方法書	□ 審査記録
□ 工事設計書	□ 操作・保守の方法	
□ 外観図	□ 試験結果通知等	
□ 部品配置図	□ 特性試験結果	

4. 備考

以　　上

別表第 16 号の1　軽微な変更の工事に係る事項並びに技術基準適合証明及び工事設計認証の簡易な手続きの申込書に添付する書類等

軽微な変更の工事に係る事項	条件	添付を要する書類等
1 送受信装置 (1) 電子管、半導体製品（集積回路及び記憶部分を含む。以下同じ。）部品及び材料		工事設計書並びに申請設備の操作及び保守の方法を記載した書類のうち、既に技術基準適合証明又は認証を受けた特定無線設備と異なる部分に係るもの及び下記に示すもの。
ア 電子管	同等の性能を有するものに限る。	規格名を記載した書類及び工事設計書の添付図面の記載事項に変更を及ぼす場合にはその図面
イ 半導体製品	同上	同上
ウ 抵抗の種類又は定数	同等以上の性能を有するものに限る。	同上
エ 蓄電器の種類又は定数	同上	
オ インダクタンス部分の種類又は定数	同上	
カ フィルタ	同上	
キ 配線用線類	同上	
ク 接続用部品	同上	
ケ スイッチ	同上	
コ マイクロホン	同上	
サ スピーカー又は受話器	同上	
シ 継電器	同上	
ス 表示機	同上	形状、寸法、定格値及び階級を記載した書類
セ 水晶片	同上	形状、寸法、規格及び型名を記載した書類
ソ 配線版	同上	同上
(2) 回路方式（回路制御等のプログラムを含む。）	発振または変調方式に変更を来たすこととならない場合に限る。	
ア 受信回路	局部発振回路及び海上移動業務の無線局の用に供する受信装置に使用するもの（低周波数出力回路を除く。）を除く。	副次的に発する電波等の限度に関する点検の結果を記載した書類

イ プレストーク方式の回路を同時送受話方式のものに変更	変更後の回路がプレストーク方式における送信時及び受信時の回路構成と同一であるものに限る。	
ウ スケルチ回路	増設又は撤去を含む。	
(3) 部品配置		部品配置図及び副次的に発する電波等の限度に関する点検の結果を記載した書類
(4) 表示器及び操作器	増設又は撤去を含む。(操作性の改善等のためのプログラム変更を含む。)	工事設計書又は写真、図
2 電源装置		
(1) 電源装置の種類	同等以上の性能を有するものに限る。	
(2) 電源装置の内容(電子管、半導体製品、部品又は材料、回路方式、部品配置等)	同上	同上
3 空中線及び給電線	増設、撤去又は取り付け位置の変更等を含む。	同上
4 指示器(レーダーに限る。)	電気的性能に変更を来たすこととならない場合に限る。	外観
5 付属装置		
(1) 選択呼出装置、呼出名称記憶装置、自動識別装置及び送信装置識別装置等	増設(新たに追加する場合を含む。移動用又は携帯用の機器にあっては、本体と別筐体のものに限る。)又は撤去を含む。	
(2) 多重端局装置、無線呼出用端局装置、模写伝送装置、印刷電信装置、秘話装置及びテレメーター付加装置等の符号変換装置	増設(移動用又は携帯用の機器にあっては、本体と別筐体のものに限る。)又は撤去を含む。 いずれも副搬送波周波数、最高変調周波数、もしくは偏移周波数に変更を来すこととならない場合又は通信路数(電波通信路以外の通信路の数にあっては、電話通信路に換算した数とする。)が増加することとならない場合に限る。	
(3) その他の付属装置(警報装置、監視装置及び制御装置等)	増設(移動用又は携帯用の機器にあっては、本体と別筐体のものに限る。)又は撤去を含む。	
6 その他		
筐体		
ア 機器本体の寸法及び形状	移動用又は携帯用のものにあっては、高さ、幅及び奥行きの和の比が10%までの場合に限る。	外観図又は写真
イ 機器本体の材質	材質の強度及び機器の電気的性能が同等以上の場合に限る。	材質の強度に係る書類、点検の結果を記載した書類
ウ 機器本体と別筐体のもの		外観図又は写真

注 添付を要する書類等については新旧を対照して記載すること。

別表第 16 号の 2　変更の工事に係る事項並びに技術基準適合証明及び認証の簡易な手続きの申込書に添付する書類等

変更の工事に係る事項	条件	添付を要する書類等
1 送受信装置		
(1) 技術基準適合証明及び認証を希望する電波の形式および周波数	回路方式、筐体形状及び寸法に変更をきたさない場合に限る。	工事設計書並びに申請設備の操作及び保守の方法を記載した書類のうち、既に技術基準適合証明又は認証を受けた特定無線設備と異なる部分に係るもの
(2) 技術基準適合証明及び認証及び証明を希望する空中線電力	空中線電力を変更させる場合であって、回路方式、筐体の形状及び寸法に変更を来たさない場合に限る。ただし電力増幅器を接続することによって空中線電力を切り替えることが出来るものを除く。	
(3) 電子管、半導体製品、部品及び材料	電波の型式、周波数、空中線電力又は発振もしくは変調の方式に変更を来たすこととならない場合に限る。	
(4) 回路又はプログラム	発振又は変調の方式に変更を来たすこととならない場合に限る。	
2 附属装置		
模写伝送装置、印刷電信装置、秘話装置及びテレメーター付加装置等の符号変換装置	副搬送波周波数、最高変調周波数、若しくは偏移周波数に変更を来すこととなる変更又は増設(新たに追加する場合を含む。)に限る。	

注 1　添付を要する書類等については新旧を対照して記載すること。
注 2　同一認証番号の適用の場合、総務省のガイドラインに従う。

別表第 17 号

試験結果通知書

年　月　日

テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社 殿

申込者　住所

法人名

代表者氏名

担当部署

責任者氏名

試験を行った業者　住所

試験者　　印

特定無線設備の試験を実施したので試験結果を提出します。試験結果の責任は申込者側にあります。

記

特定無線設備の種別	証明規則第 2 条第1項　号の 無線設備
型式又は名称	
製造者名	
製造番号	
特定無線設備の電波の型式、周波数及び空中線電力	
実施した試験法	
試験結果	別紙
備考	

別表第 18 号

確認方法書

本特定無線設備は、次ページ以降に示す品質管理のもとに製造されますので、申請の工事設計の特定無線設備のいずれもが、同一性をもって工事設計に合致するものとなることを確保することができます。

(※製品を複数の会社で作業を分担し製作する場合、責任分担を明確に説明して下さい)
例:本製品は A 社及び B 社が契約に基づき製品の企画から製造販売にいたる工程を分担します。その概要は製品の市場調査・製品企画・販売を A 社、製品設計・クレーム対応・製造を B 社が行います。したがって、B 社は A 社に対して製品性能にかかわる責任を負います。

製造および検査に係わる責任 B 社にあり、販売に係わる責任は A 社にあります。顧客からのクレーム等については、A 社が責任を持って対処いたします。

(※ISO9001 に関する記述)
本申請の特定無線設備の製造工場は、ISO9000 シリーズの認定工場につき、下記の書類を添付し確認方法書の各事項の記載を省略致します。

添付資料
- ISO9001 証書
- 宣言書(もし ISO9001 証書に無線機を含ま無い等必要であれば)若しくは証明規則第 4 号の第 3 から 5 項目を記述した書類

(※ISO9001 が無い場合)
証明規則別表第 4 号に掲げる品質管理等の説明。

別表第 19 号

財務諸表等の閲覧申込書

年　　月　　日

テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社 殿

住所
氏名　　印
連絡先
電話番号

次のとおり財務諸表等の閲覧を申し込みます。

1. 情報公開の方法
閲覧　　希望日時
年　月　日

資料の写しの請求　　有り　　無し

以　　上

【財務諸表等の閲覧申込書についての注意】

① 閲覧は、テュフ・ラインランド・ジャパン(株)の所定の場所にて行います。
② 財務諸表等の写しに要した費用は実費を請求します。

付録　　無線設備の証明・認証手続き等

（申込者用：発行日 平成 25 年 04 月 03 日）

			頁
1.	証明・認証処理フロー	----------	2
2.	申込時及びその他の注意事項等	----------	3
2.1	申込書等	----------	3
2.1.1	技術基準適合証明	----------	3
2.1.2	認証	----------	3
2.2	料金	----------	3
2.3	料金の支払い	----------	4
2.4	その他の手続き上の注意事項	----------	4
2.5	証明・認証結果の公表	----------	4
2.6	その他の留意事項	----------	4

テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社 (本社)
〒222-0033
横浜市港北区新横浜 3-19-5 新横浜第二センタービル
電話：045-470-1860(代)、ファックス：045-473-5221
インターネット：http://www.jpn.tuv.com

テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社
テクノロジーセンター
〒224-0021
横浜市都筑区北山田 4-25-2
電話：045-914-3888 (代)、ファックス：045-914-3377
無線設備の証明・認証に係わる申込受付担当部署：製品部　電気課　通信機器ラボラトリー

申込みについては、上記の他西日本地域担当オフィス（大阪）
TEL: 06-6355-5777(代)、九州オフィス TEL: 092-845-5431(代)を通じての申込みも可能です。

1. 証明・認証処理フロー

テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社（以下、「テュフ」と記す。）が、総務大臣より登録を受け実施する電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 38 条の２第１項第１号、第２号及び第３号の規定による特定無線設備についての証明・認証に係る業務処理フローの概要は、以下のとおりです。

注 1：上記ステップのうち、ステップ 0.0 及び 0.1 は登録業務外業務であり、申込関連事項、基準等に対する理解の整合等を目的として申込者の要望に基づき提供するものです。

注 2：不備事項通知書送付後、20 日以内に回答がない場合、申込みを受付けない或いは取り消す場合があります。

注 3：提出頂く用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

2. 申込時及びその他の注意事項等

2.1 申込書等

2.1.1 技術基準適合証明

技術基準適合証明の場合、別表 技術基準適合証明申込時の提出書類により申込書及び申込書添付書類を当社に提出して下さい。尚、一つの申込みに係る申込設備の数は 100 台以下とします。詳細は別表 1 の 1～7 を参照下さい。

2.1.2 認証

認証の場合、別表 認証申込時の提出書類により申込書及び申込書添付書類を当社に提出して下さい。詳細は別表 2 の 1～8 を参照下さい。

2.1.3 その他

さらに、当該申込対象製品に関わり、当社が提供する他の試験・認証業務（製品安全関係、EU 等国外向け、その他）と同時申込みすることもできます。同時申込みについての仔細（申込方法・書式等、その他）につきましては、当社担当窓口へご相談下さい。

2.2 料金

証明・認証に関わる申込費用及びその他の費用については、別表 5 を参照下さい。一部料金については、別途提示しご確認の上業務を提供するものもあります。その際は、当社担当者へご相談下さい。尚英語を除く外国語による申込みの場合は、別表に定める手数料に最大 22 万円を加算します。

前年度（1 月 1 日から 12 月 31 日まで）の申込み（変更申込みを含む）の処理件数が 20 件以上の場合には、本年度の申込手数料については、10%を割引き致します（試験料金は対象外となります）。既認証設備の類似申告等で個別手数料の設定が合理的であると判断した場合は、手数料を別途設定します。

ところで、証明・認証業務範囲外の内容（必要と認め実施する試験或いは再審査を含むその他の業務）が含まれていた或いは発生した場合、その内容に係る業務実施は、係る業務費用について申請者及び当社間で合意した後とし、その費用を含め或いはその費用を区別して請求書をお送りします。

尚、上記の「再審査」とは、申込受理後実施した審査の結果、申込者の提供文書等の不備により当社作業を見直す必要があると認めた場合に実施する当社手続きであり、申込者側に原因があると認められ、当該申込みに関わる審査の大幅な見直し（例えば、手数料規定内での処理ができない程度の審査の見直し）が必要となり当該審査継続について追加費用の請求が必要と判明した場合、その旨を申込者へ連絡し再審査実施について合意した後実施する審査です。再審査に係る当社問合せに対し 20 日以内に回答がない場合、申込みの取り消しを行い、申込受理時に決定した費用を全て請求します。

その他の料金

■ラベルの料金 （下記の料金について具体的に記載してあるものについては、消費税及び送料等を含みません。）

(1) 証明ラベル

技術基準適合証明の場合は、当社にて申込台数のラベルを発行しラベルを機器に付します。（ラベル代は別表の料金に含まれる）

(2) 認証ラベル

申込者自身で認証ラベルを作成し、認証された機器に付すことができます。
尚、申込者の希望により当社準備の認証ラベルを 100 枚単位にて購入することができます。

認証ラベルの料金: 20 円／1 枚

■出張業務 (申込者の要望や審査対象品を検討し、必要と認め当社事務所以外で業務を行う場合)

(1) 出張業務費用

当社の定める出張業務規定によります。

(2) 旅費、宿泊費、日当など

当社の定める旅費規定によります。本件に関わる料金については、ご依頼の際或いは当社より打診する際担当者より提示致します。

■その他の料金

(1)　証明証書・認証書の再発行

再発行の理由を記載した再発行申込書に申込書の写しを添えて申し込みをしてください。再発行手数料は5,000 円です。尚、再発行した証明証書や認証書には、再発行をした旨を記載します。

(2)　複写文書（例えば、試験データ等）の提供

全てのご要望にお応えできない場合もありますが、ご要望に応じ試験データ等の複写を提供致します。但し、提供する場合、有償とさせて頂くものもありますので仔細につきましては、ご希望の文書について担当者へご相談下さい。

(3)　その他

再発行証書、ラベル、複写文書その他をお送りする際に発生する送料、消費税等は必要に応じ請求します。

■手数料の納入

認証書発行日以降、当社経理部より請求書を発行いたします。請求書発行日より 30 日以内に当社指定銀行口座へ請求書に記載の金額をお振り込みください。「2. 申込時及びその他の注意事項等」に記載のその他の事項についてもまたご注意下さい。

また、認証手数料に係る業務以外の業務を行う場合、追加料金を別途請求させて頂く場合があります。その場合、当該業務開始前に当該費用料金について申請者へ確認を行います。

2.3　料金の支払いについて

証明・認証に関わる料金の支払いは、証書発行日以降に請求書を当社経理部より発行致します（申込者の希望があればそれ以前に発行も可能）。請求書発行日から起算して 30 日以内に、指定請求額を所定の金融機関に振り込んで下さい。

2.4 その他の手続き上の注意事項

申込書等に不備（不足の場合を含む。）がある場合であって、不備事項通知書送付後 20 日以内に差替文書或いは回答書等の提出がなかった場合、申込取消しをする場合があります。

申込後、申込者または正当な理由により当社が、申込みを取り下げた場合、それまでの業務量に応じた費用を請求いたします。認証書発行前の申請取消し費用の取扱いについては、個々の事情・状況に応じた対処が必要と考えますので、当社担当者よりご相談申し上げます。なお、2.2 項にあります申込者側に原因があると認められる「再審査」による申込取り消しの場合は、業務にかかる全額を請求することになります。

2.5　証明・認証結果の公表

当社は、電波法に基づく規定に従い証明・認証した製品について下記の内容を総務大臣へ報告・公表します。

- 証明・認証を受けた者の氏名或いは名称
- 特定無線設備の種別
- 無線設備の型式又は名称
- 技術基準適合に係る電波の型式、周波数及び空中線電力
- 技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号
- 技術基準適合証明又は工事設計認証をした年月日

当社は上記以外の情報について公開請求があったときは、別表 14 号の情報公開申込書の提出を求めるものとします。当社は上記以外の情報について公開しようとするときは、事前に別表 15 号の情報公開同意書にて申請者の同意を得る事とします。情報公開の対象となる資料は、当該技術基準適合証明した年月日から 3 ヶ月を経過し、5 年を越えないものとします。

2.6　その他の留意事項

本文書内に記述している技術適合証明・認証の範囲は、当社が総務大臣より登録を受けた範囲とします。その他の当社業務（例えば、EU 向け或いはその他地域向け製品の認証、製品安全に係わる業務等）について同時申込みされる場合、その旨についてご相談下さい。

申込手続き等について不明事項や疑問等ある場合は、申込前に当社担当者に確認して下さい。

当社が、業務遂行上提供をお願いする文書等（必要な場合、試験品）の提出については、適切な準備と適時のご提出をお願いします。

証書受理後は、関係法令・基準への該当製品の適合維持に務めて下さい。

弊社が発行した証書については、適切な取り扱い（当社及び当社業務についての適切な説明、認証書の記載内容を逸脱しない表明等）をして下さい。又、パンフレット、宣伝・広告等その他の方法による表明の場合も同様に適切なものとして下さい。

当社が正当な理由により認証書等の返却を求めた場合それに従って下さい。

電波法に基づく表示については、関連規定に従い誤解のなきよう適切に表示して下さい。パンフレット、広告・宣伝その他の場合においても同様です。

当社より認証を受けた製品に関わる苦情があった場合、適切に記録し、必要な場合、総務省或いは当社が利用できるようにしておいて下さい。

当社より認証を受けた製品について適合性に関わる苦情があった場合、或いは適合性に影響する不備を発見した場合、その内容を記録すると共に適切な処置（総務省或いは当社への報告を含みます。）をとって下さい。

認証書以外の当社が作成した報告書その他文書等の複写提供については、申込者の求めに応じて行います。但し、その際の費用については 2.2 項のとおりです。また、ご要望に応じかねるものもありますので、担当窓口へご相談下さい。

審査に関わる試験品を送付頂く際、取扱い上（安全な取扱い、保管上の取扱い、或いは試験品の設置・操作等）注意すべき事項がある場合、その事項をご連絡下さい。

当文書は、必要に応じて見直しを行い改訂を行う場合があります。最新版については、当社担当者へお問い合わせ下さい。